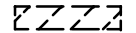



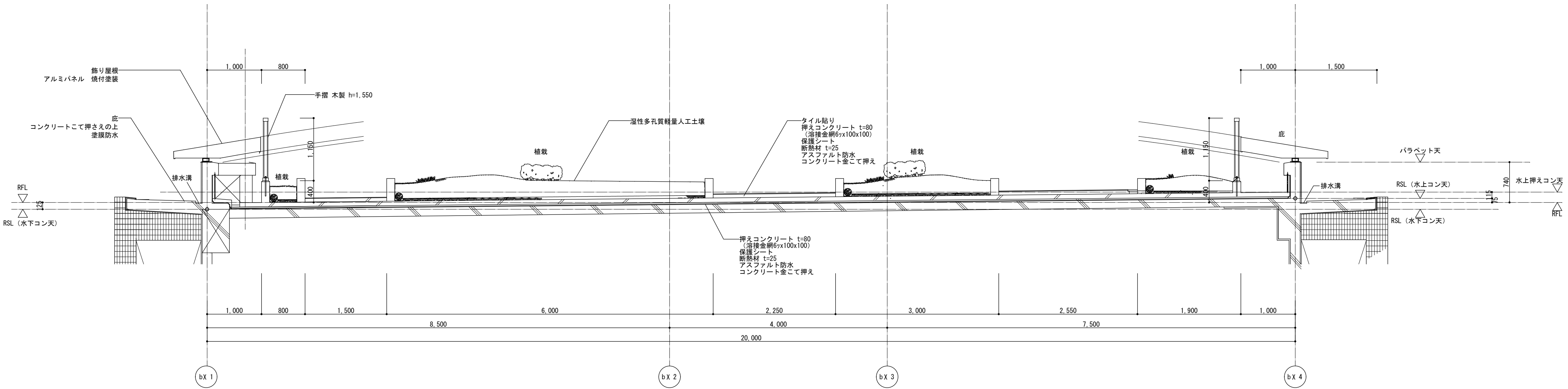


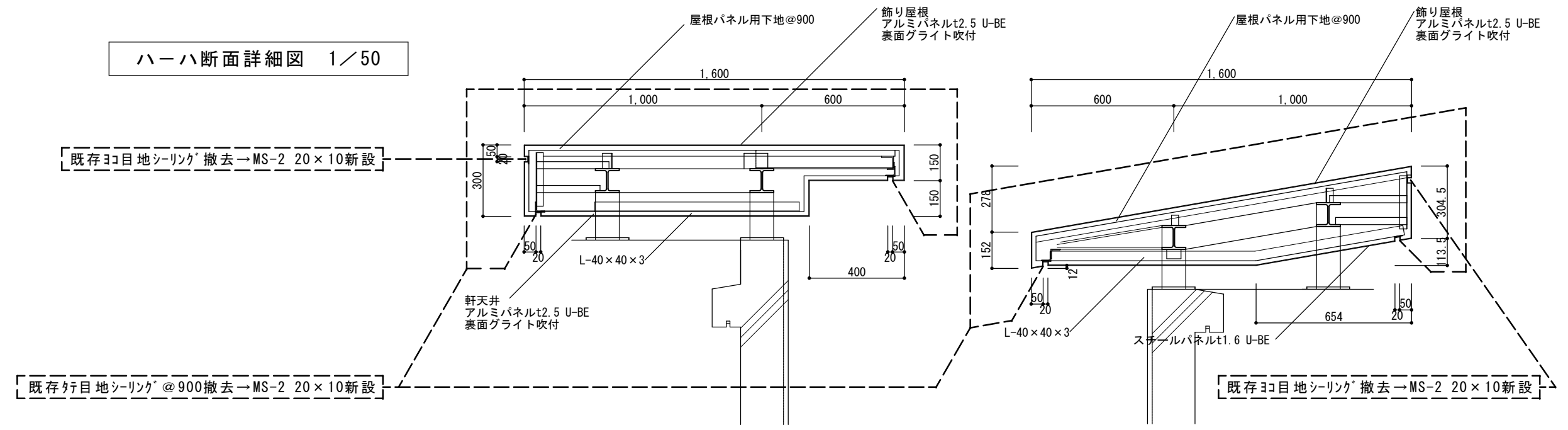
東棟 屋根伏図 1/100

-  既存木製手摺接合部補強箇所を示す
-  ウレタン塗膜防水オナーレイ改修を示す
-  目地シリング撤去→(MS-2.20×10)新設を示す
-  既存木製手摺メンテナンス用開口→新設を示す

<p>徳島県土整備部営繕課</p>	<p>●工事名 R2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事</p>	<p>●図面番号 A-30</p>	<p>(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc.</p>
<p></p>	<p>●図面名 東棟 屋根伏図</p>	<p>●縮尺 1/100</p>	<p>中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第01082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312</p>

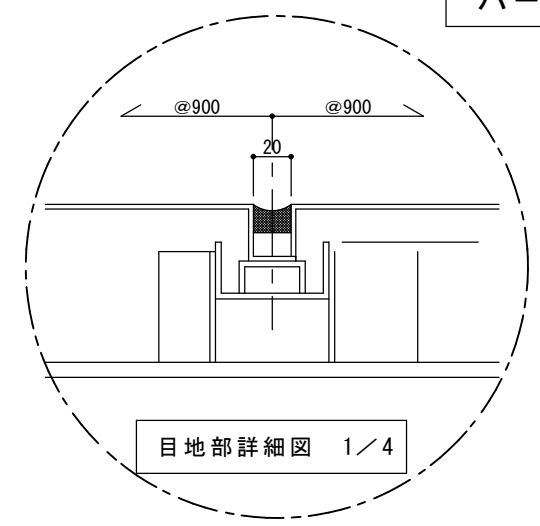


ハーハ断面詳細図 1/50

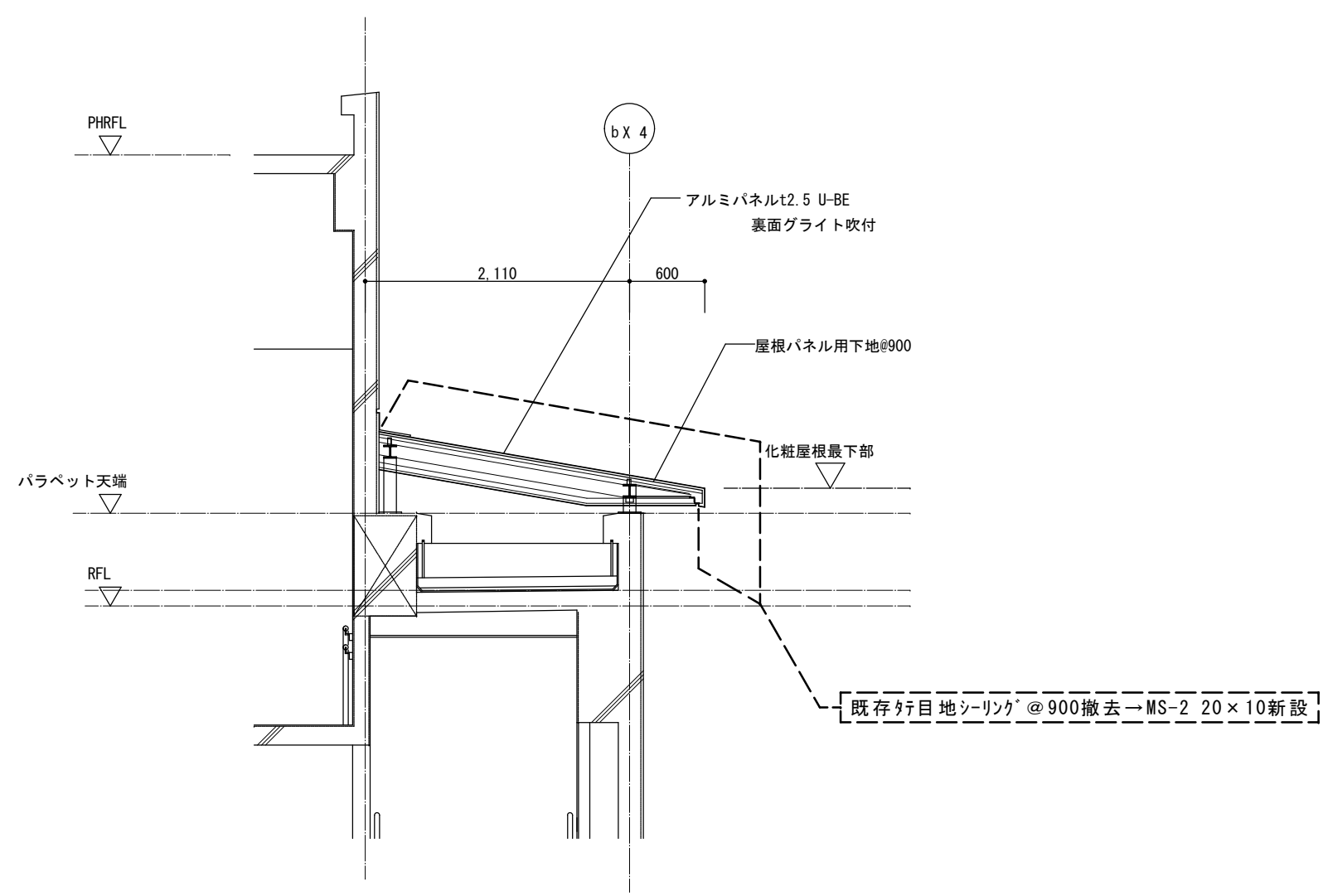


ロ-ロ断面図 1/20

ハーハ断面図 1/20

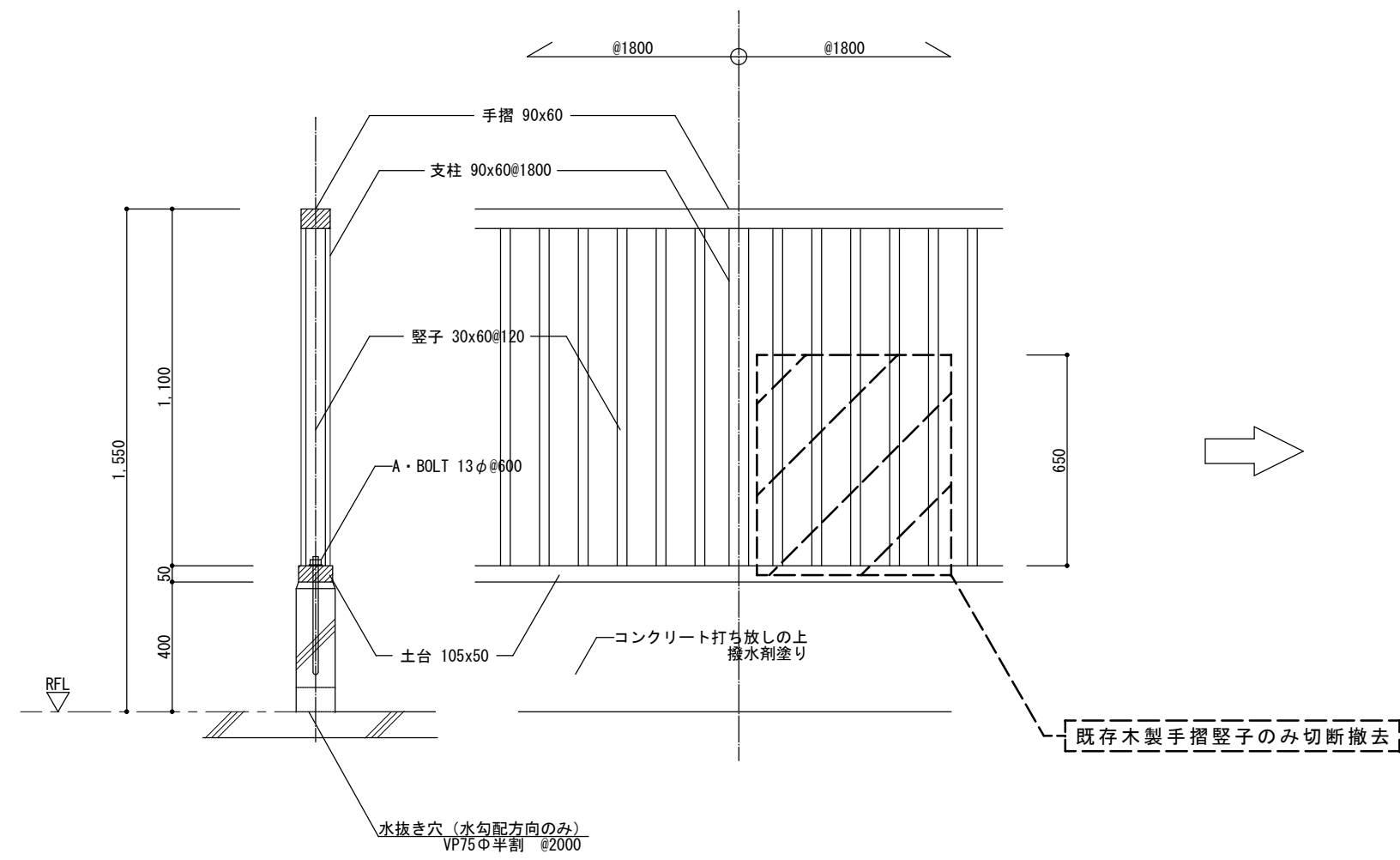


目地部詳細図 1/4

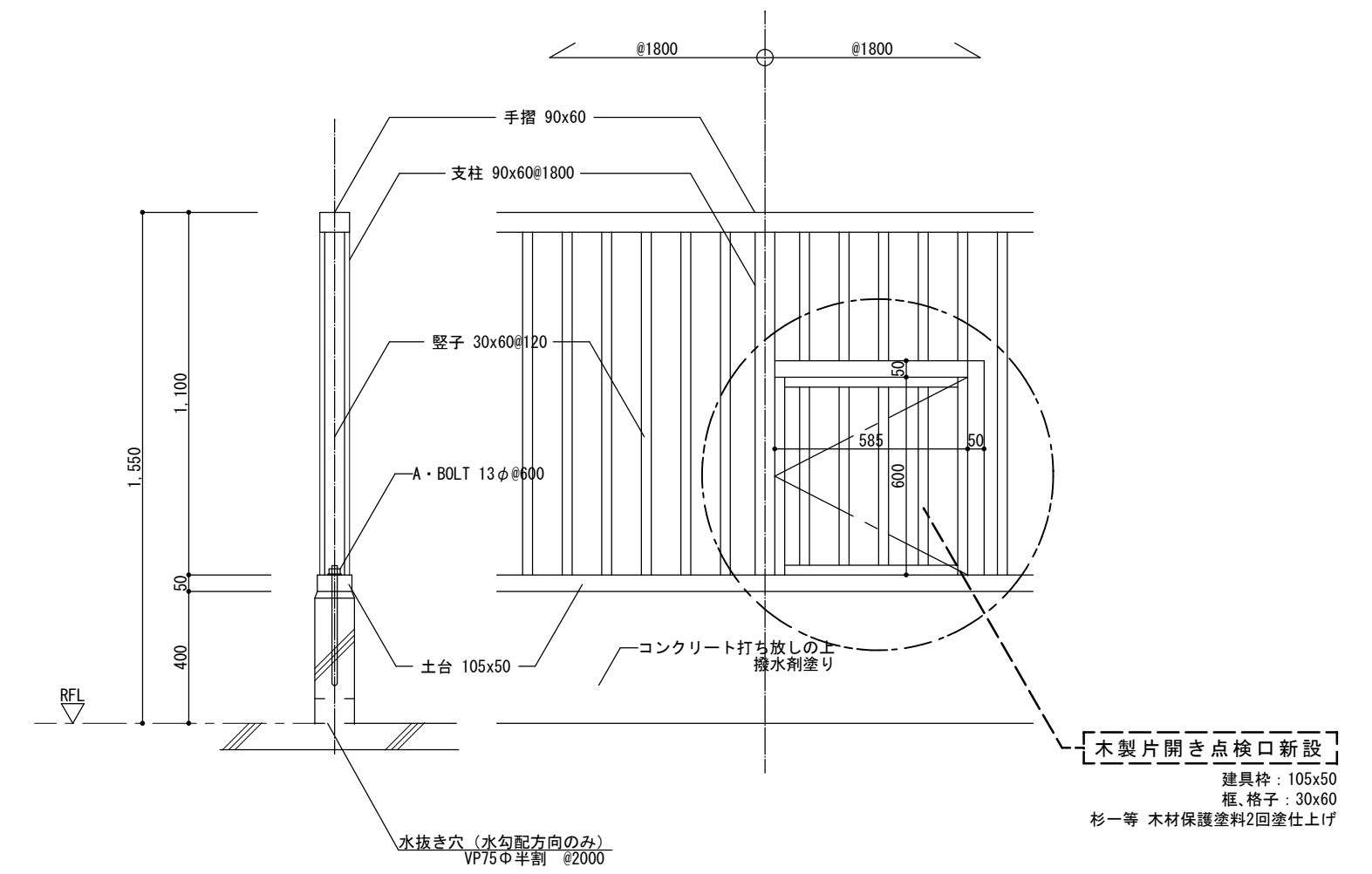


ト-ト断面詳細図 1/50

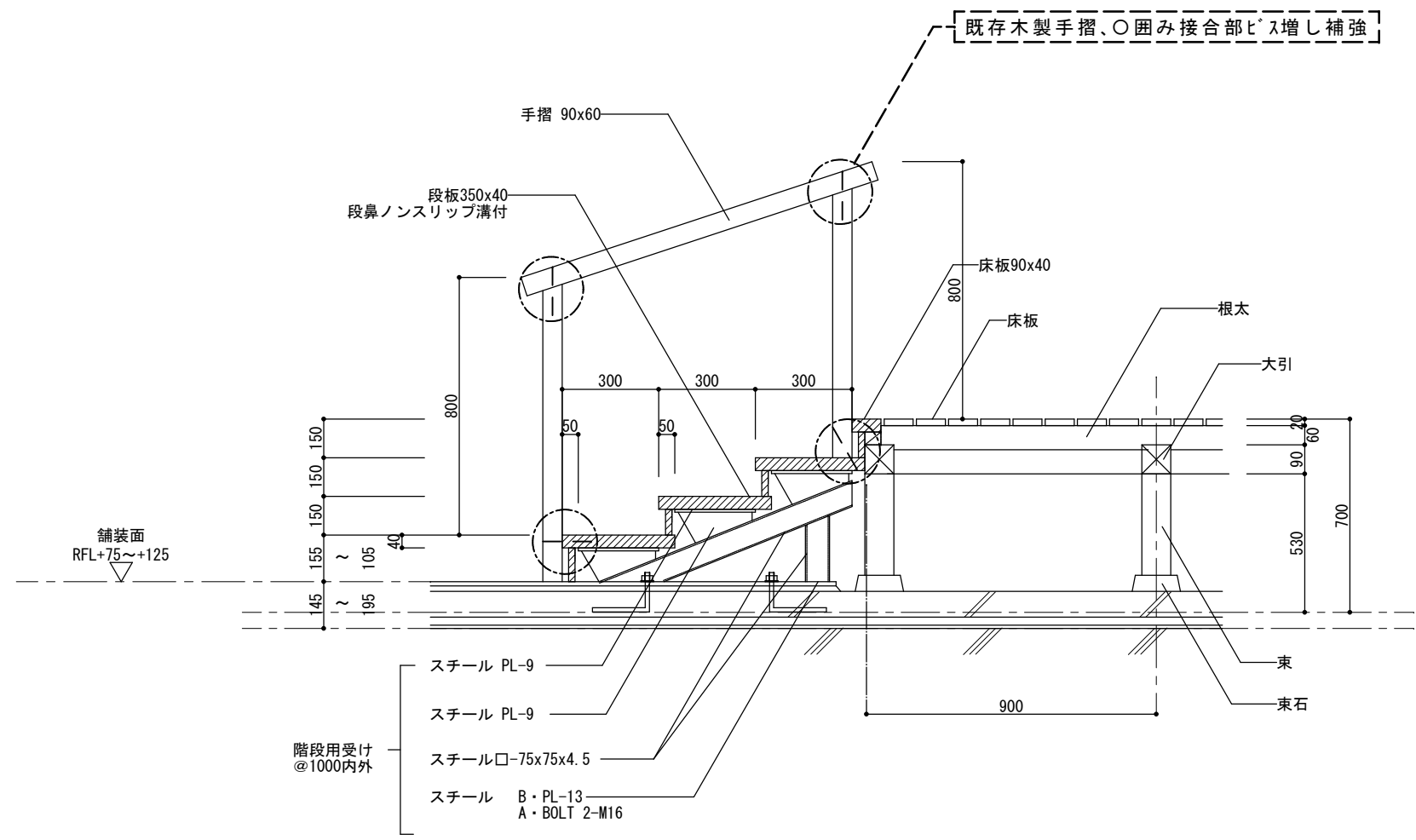
<p>徳島県土整備部営繕課</p>	<p>●工事名 R2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事</p> <p>●図面名 東棟 屋上断面詳細図、各部詳細図(1)</p>	<p>●図面番号 A-31</p> <p>●縮尺 1/50, 1/20, 1/4</p>	<p>(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第01082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312</p>
-------------------	---	--	---



手摺詳細図 1/20
(改修前)

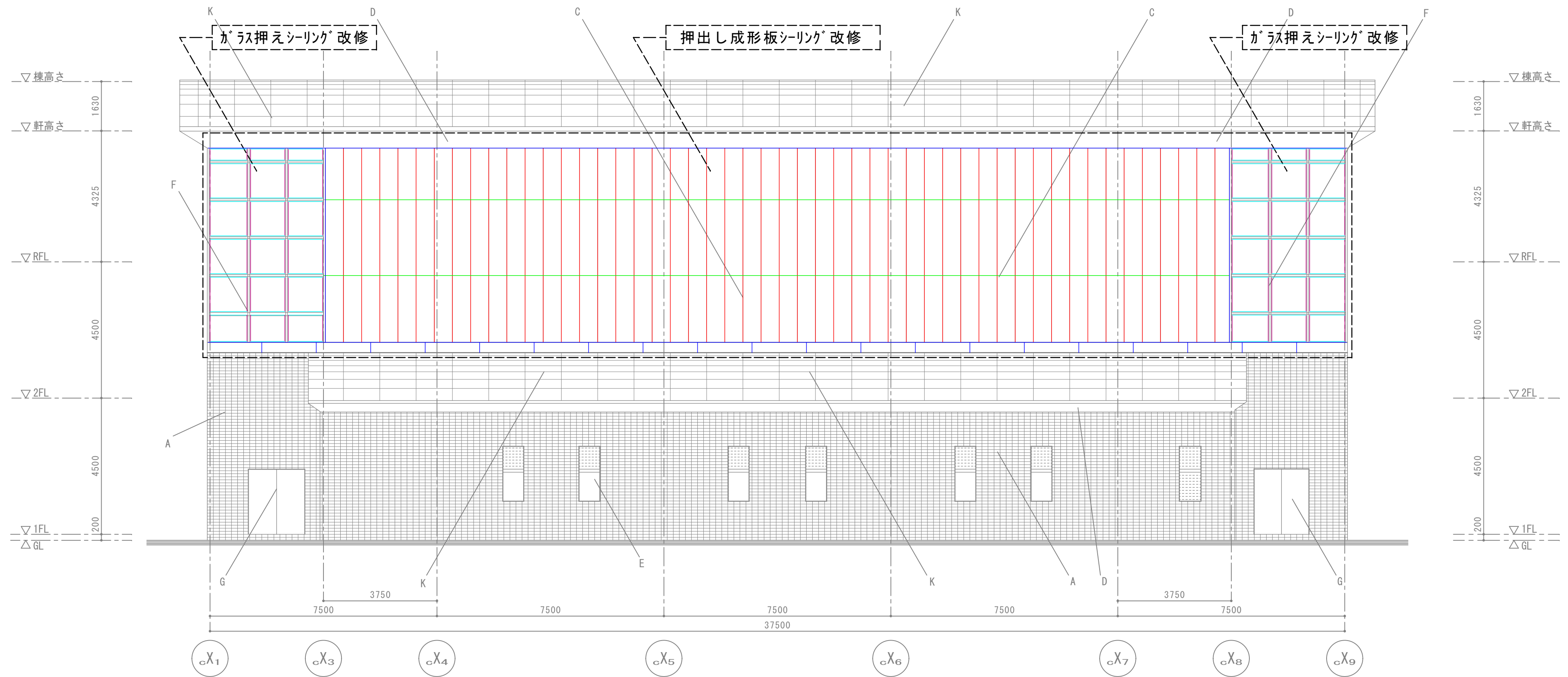


手摺詳細図 1/20
(改修後)



階段詳細図 1/20
(改修図)

<p>徳島県土整備部営繕課</p>	<p>●工事名 R2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事</p> <p>●図面名 東棟屋上 各部詳細図(2)</p>	<p>●図面番号 A-32</p> <p>●縮尺 1/20</p>	<p>(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第01082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312</p>
-------------------	---	---	---



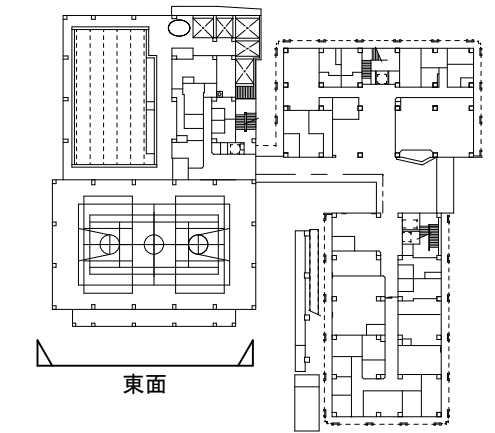
SP棟 東面立面図 1/100

(改修図)

凡例

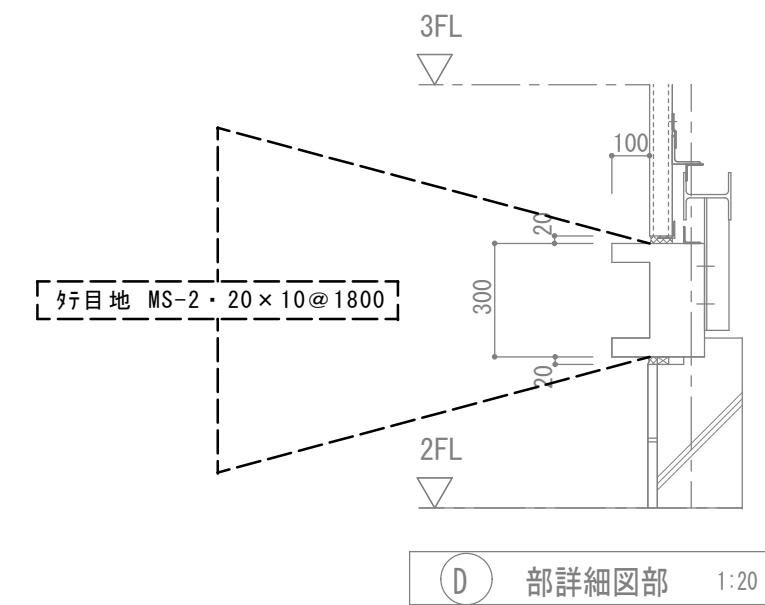
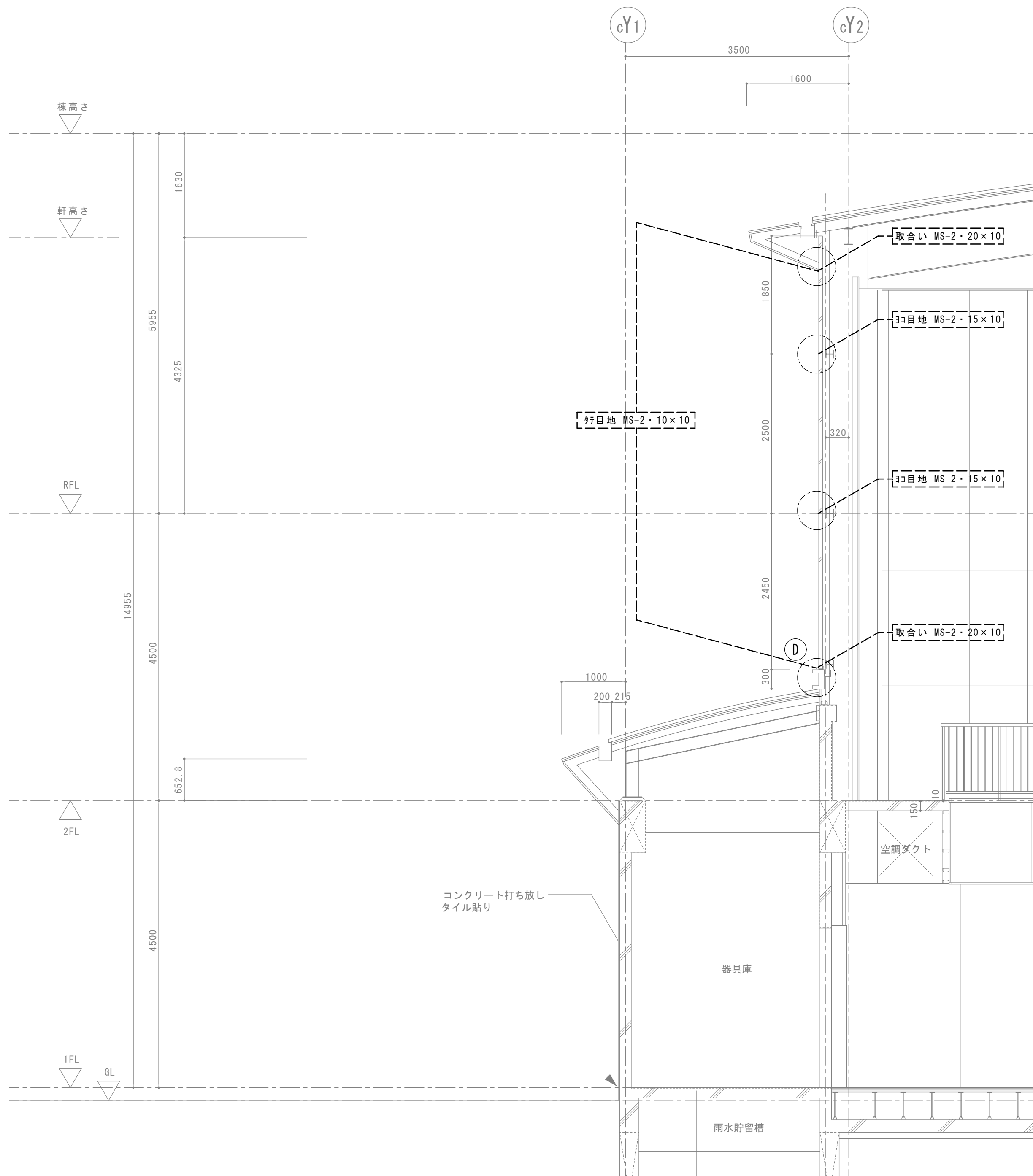
記号	記号	記号	記号
A	コンクリート下地の上磁器質タイル95×45	I	アルミ化粧 モール 焼付塗装
B	コンクリート下地の上吹付タイル	J	ステンレス手摺
C	押出成形セメント板 (フラット) 工場塗装品	K	アルミ亜鉛めっき鋼板(フッ素樹脂焼付塗装) t=0.4 瓦棒葺
D	アルミパネル 焼付塗装	L	屋外鉄骨階段 溶融亜鉛めっき
E	アルミサッシ 電解発色	M	ステンレス製 自動ドア
F	アルミカーテンウォール 電解発色	N	アルミガラリ U-BE
G	スチールドア SOP塗装	O	押出成形セメント板の上磁器質タイル95×45
H	庇 アルミパネル 焼付塗装	P	トップライト

- 目地シーリング (MS-2、10×10) 撤去→新設 を示す
- 目地シーリング (MS-2、15×10) 撤去→新設 を示す
- 取合シーリング (MS-2、20×10) 撤去→新設 を示す
- ガラス押えシーリング (SR-2、20×10) 撤去→新設 を示す
- ガラス押えシーリング (SR-2、10×10) 撤去→新設 を示す



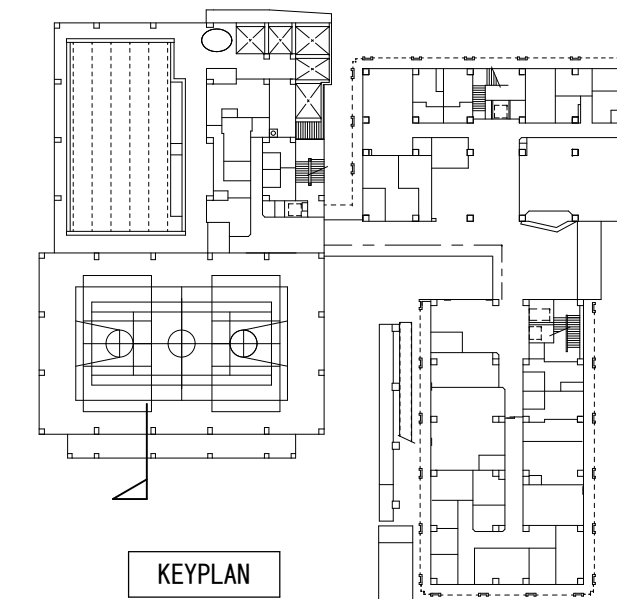
KEYPLAN

	徳島県土整備部営繕課	●工事名	R2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	●図面番号	A-33	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第01082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地 3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
		●図面名	SP棟 東面立面図	●縮尺	1/100	



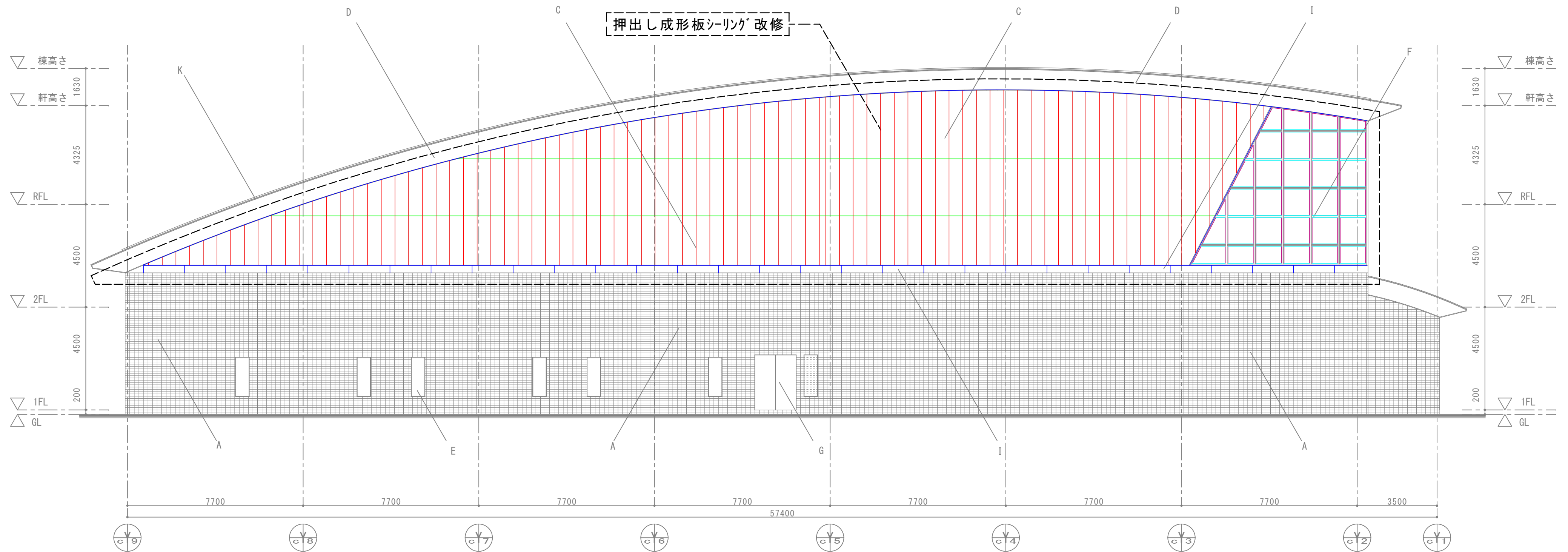
SP棟 東断面図 1/50

(改修図)



KEYPLAN

	徳島県土整備部営繕課 ●工事名 R2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事 ●図面名 SP棟 東断面図	●図面番号 A-34 ●縮尺 1/50、1/20	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第01082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地 3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
--	---	-----------------------------------	---

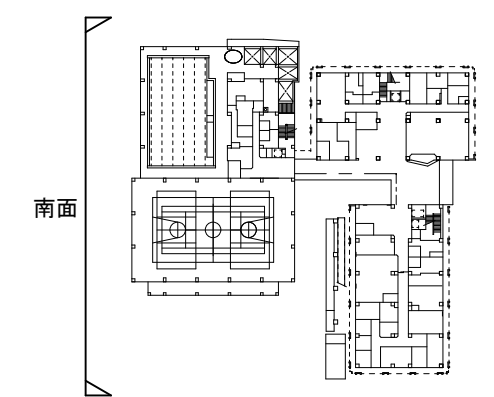


SP棟 南面立面図 1/125

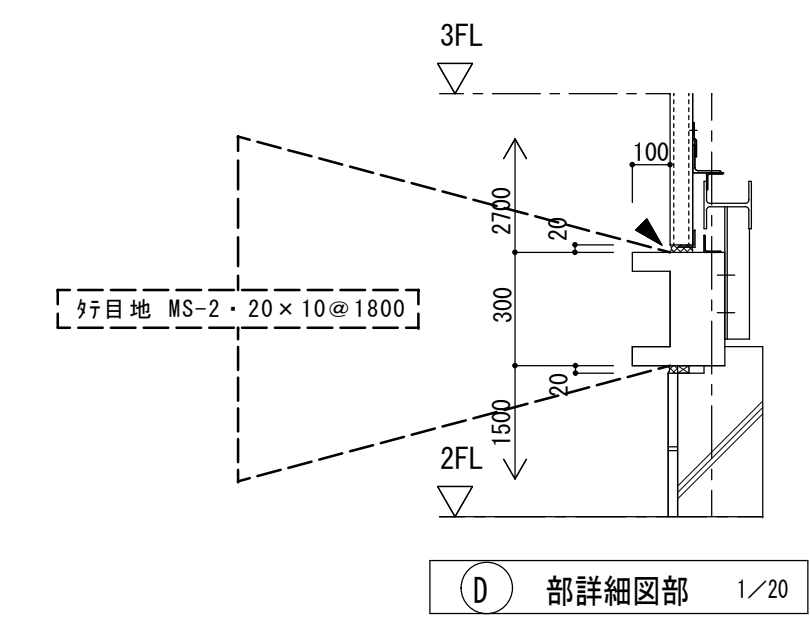
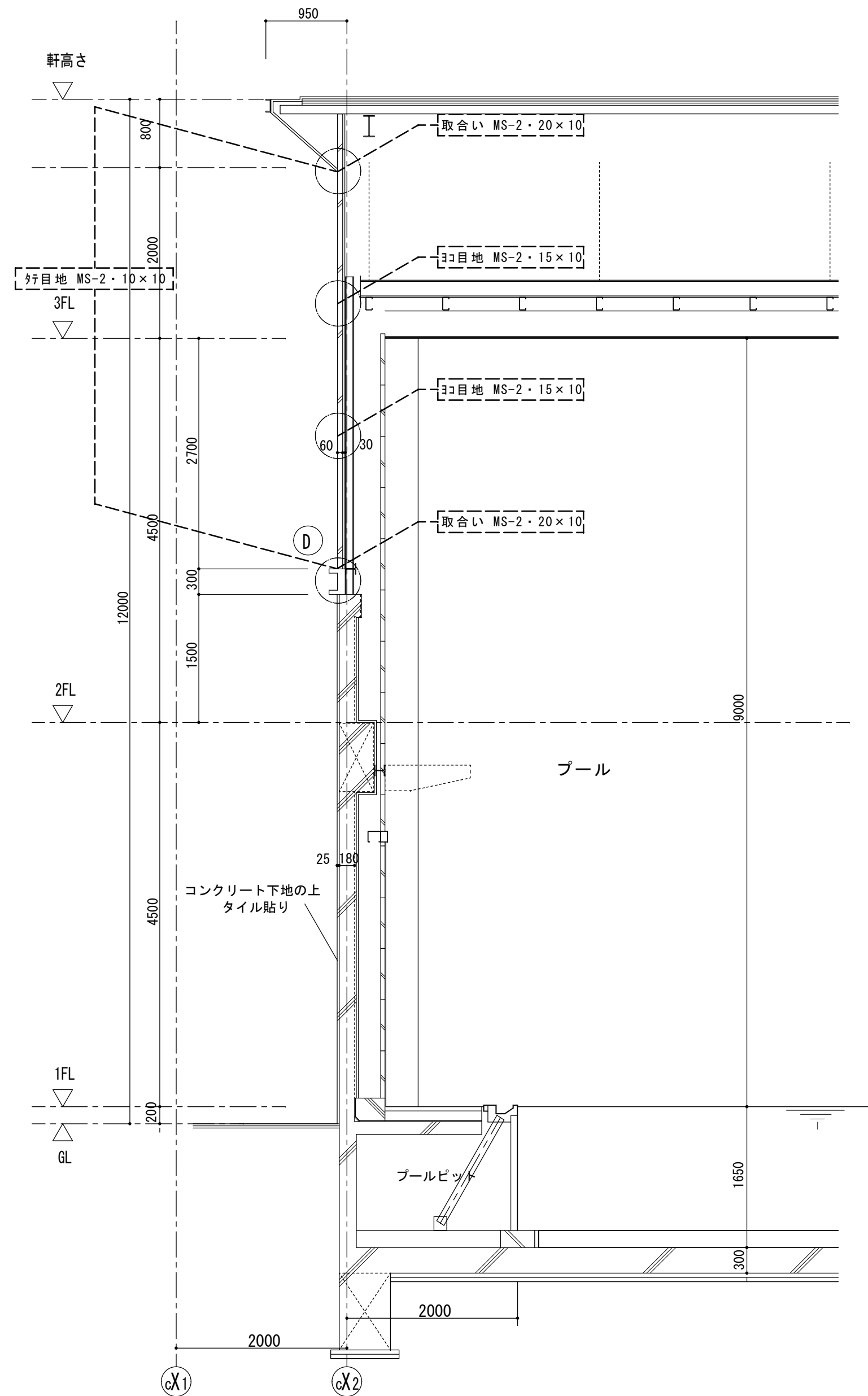
凡例

記号	
A	コンクリート下地の上磁器質タイル95×45
B	コンクリート下地の上吹付タイル
C	押し成形セメント板 (フラット) 工場塗装品
D	アルミパネル 焼付塗装
E	アルミサッシ 電解発色
F	アルミカーテンウォール 電解発色
G	スチールドア SOP塗装
H	庇 アルミパネル 焼付塗装
I	アルミ化粧 モール 焼付塗装
J	ステンレス手摺
K	アルミ亜鉛めっき鋼板(フッ素樹脂焼付塗装) t=0.4 瓦棒葺
L	屋外鉄骨階段 溶融亜鉛めっき
M	ステンレス製 自動ドア
N	アルミガラリ U-BE
O	押し成形セメント板の上磁器質タイル95×45
P	トップライト

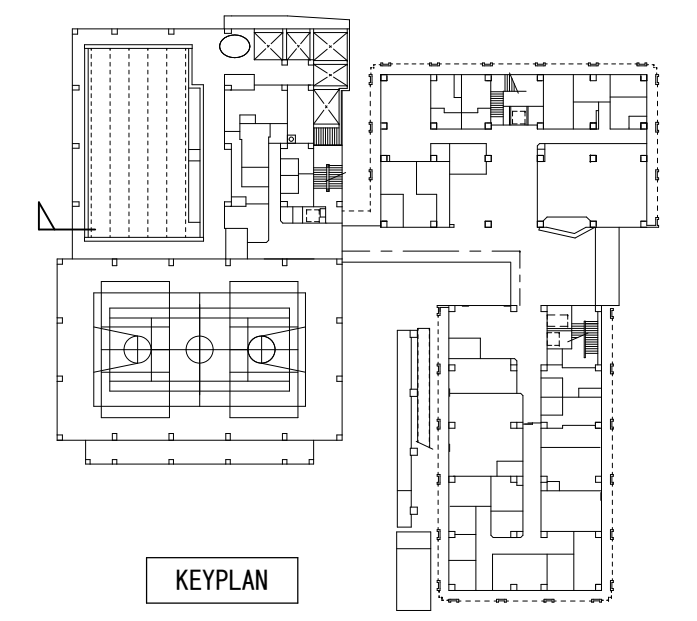
- 目地シーリング (MS-2、10×10) 撤去→新設 を示す
- 目地シーリング (MS-2、15×10) 撤去→新設 を示す
- 取合シーリング (MS-2、20×10) 撤去→新設 を示す
- ガラス押えシーリング (SR-2、20×10) 撤去→新設 を示す
- ガラス押えシーリング (SR-2、10×10) 撤去→新設 を示す



	徳島県土整備部営繕課	●工事名	R 2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	●図面番号	A-35	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第01082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地 3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
		●図面名	SP棟 南面立面図	●縮尺	1/125	

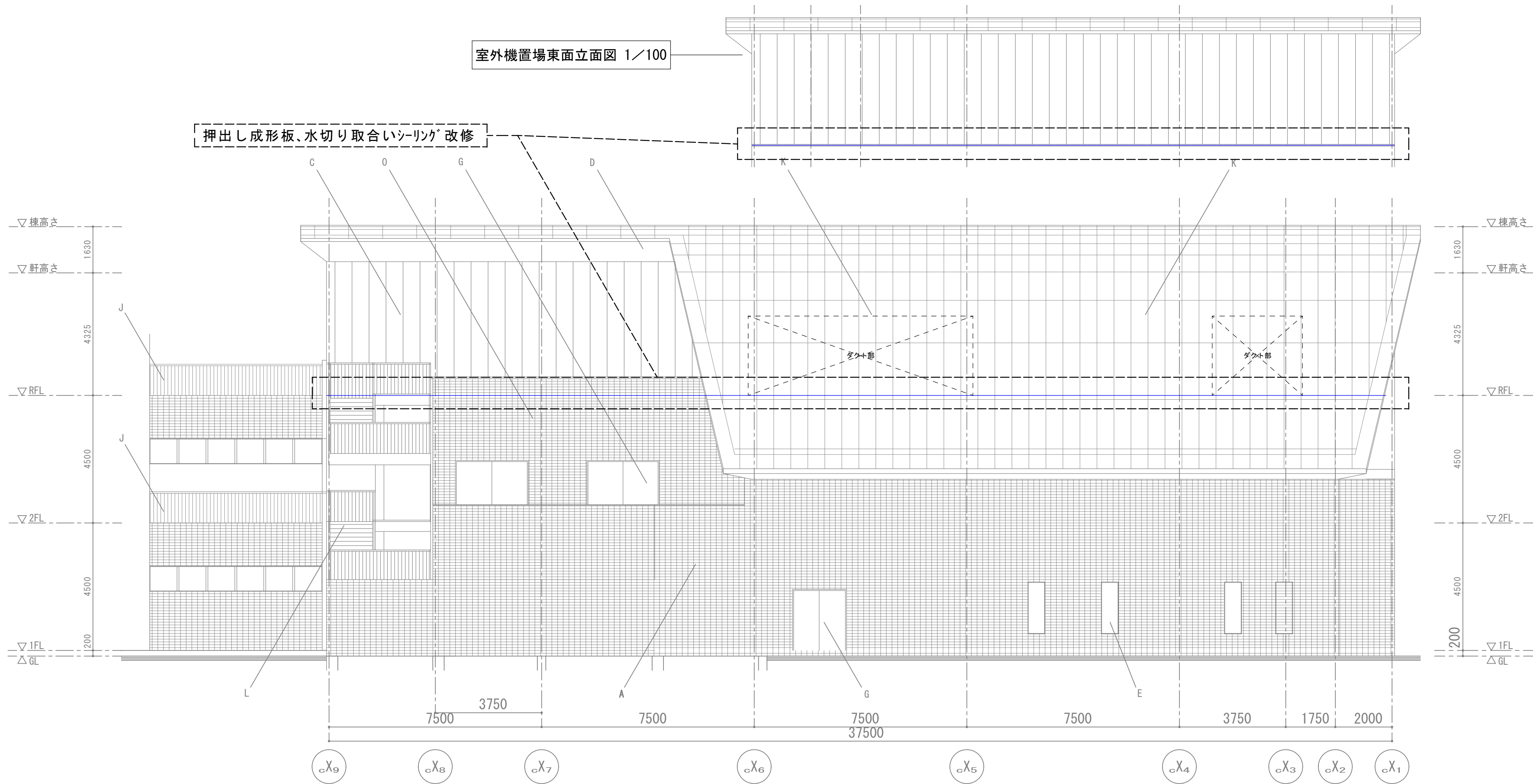


SP棟 南断面図 1 1/50
(改修図)



	徳島県土木整備部営繕課 ●工事名 R2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事 ●図面名 SP棟 南断面図 1	●図面番号 A-36 ●縮尺 1/50, 1/20	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第01082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地 3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
--	--	------------------------------------	---

室外機置場東面立面図 1/100



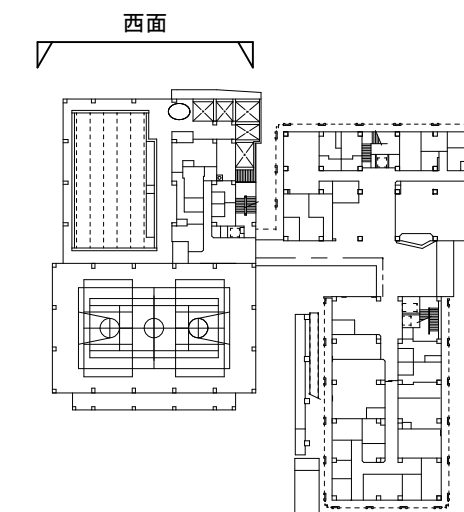
SP棟 西面立面図 1/100

(改修図)

凡例

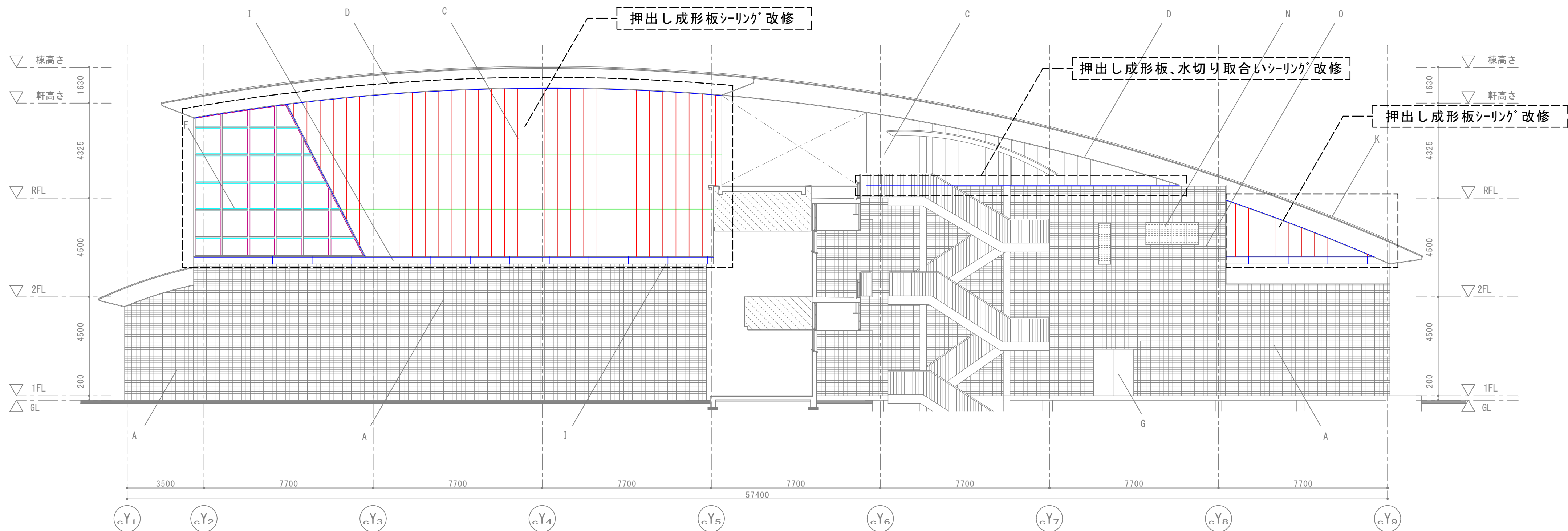
記号	記号
A コンクリート下地の上磁器質タイル95×45	I アルミ化粧 モール 焼付塗装
B コンクリート下地の上吹付タイル	J ステンレス手摺
C 押し成形セメント板 (フラット) 工場塗装品	K アルミ垂鉛めっき鋼板(フッ素樹脂焼付塗装) t=0.4 瓦棒葺
D アルミパネル 焼付塗装	L 屋外鉄骨階段 溶融亜鉛めっき
E アルミサッシ 電解発色	M ステンレス製 自動ドア
F アルミカーテンウォール 電解発色	N アルミガラリ U-BE
G スチールドア SOP塗装	O 押し成形セメント板の上磁器質タイル95×45
H 庇 アルミパネル 焼付塗装	P トップライト

取合シーリング (MS-2, 20×10) 撤去→新設 を示す



KEYPLAN

	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	●図面番号 A-38	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc.
		●図面名 SP棟 西面立面図	●縮尺 1/100	中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第01082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地 3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312

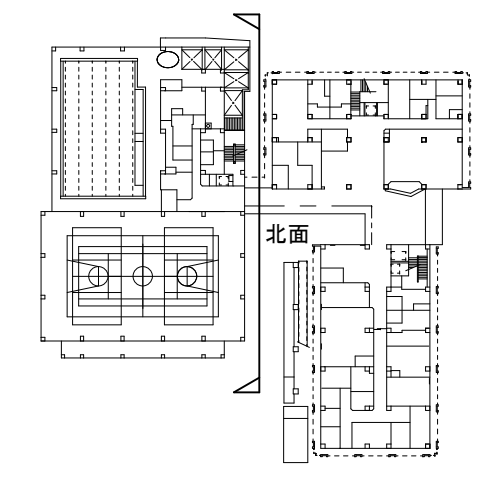


SP棟 北面立面図 1/125

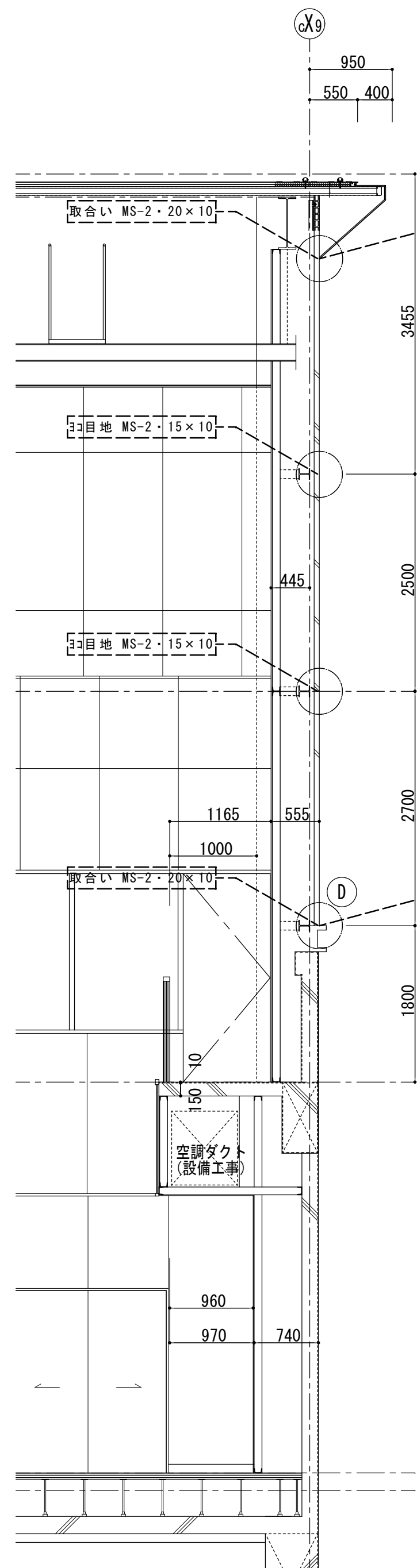
凡例

記号	説明
A	コンクリート下地の上磁器質タイル95×45
B	コンクリート下地の上吹付タイル
C	押出成形セメント板 (フラット) 工場塗装品
D	アルミパネル 焼付塗装
E	アルミサッシ 電解発色
F	アルミカーテンウォール 電解発色
G	スチールドア SOP塗装
H	庇 アルミパネル 焼付塗装
I	アルミ化粧 モール 焼付塗装
J	ステンレス手摺
K	アルミ亜鉛めっき鋼板(フッ素樹脂焼付塗装) t=0.4 瓦棒葺
L	屋外鉄骨階段 溶融亜鉛めっき
M	ステンレス製 自動ドア
N	アルミガラリ U-BE
O	押出成形セメント板の上磁器質タイル95×45
P	トップライト

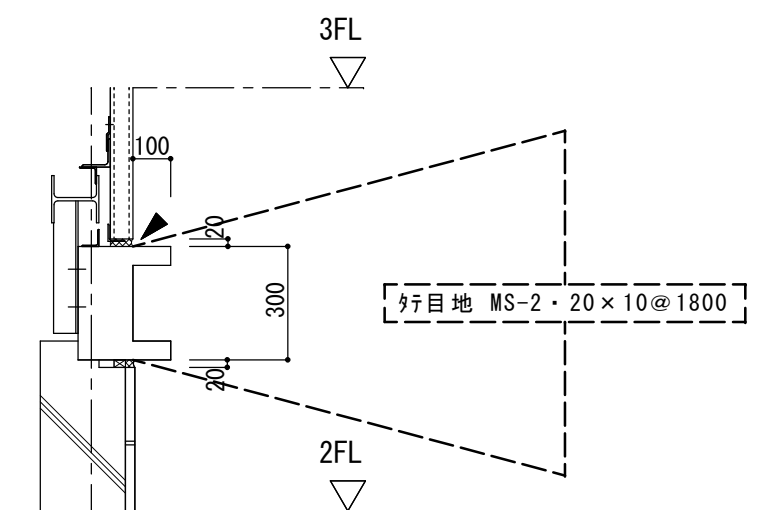
- 目地シーリング (MS-2, 10×10) 撤去→新設 を示す
- 目地シーリング (MS-2, 15×10) 撤去→新設 を示す
- 取合シーリング (MS-2, 20×10) 撤去→新設 を示す
- がら押しシーリング (SR-2, 20×10) 撤去→新設 を示す
- がら押しシーリング (SR-2, 10×10) 撤去→新設 を示す



徳島県土整備部宮崎課	●工事名	R2 宮崎 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	●図面番号	A-39	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第01082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
	●図面名	SP棟 北面立面図	●縮尺	1/125	

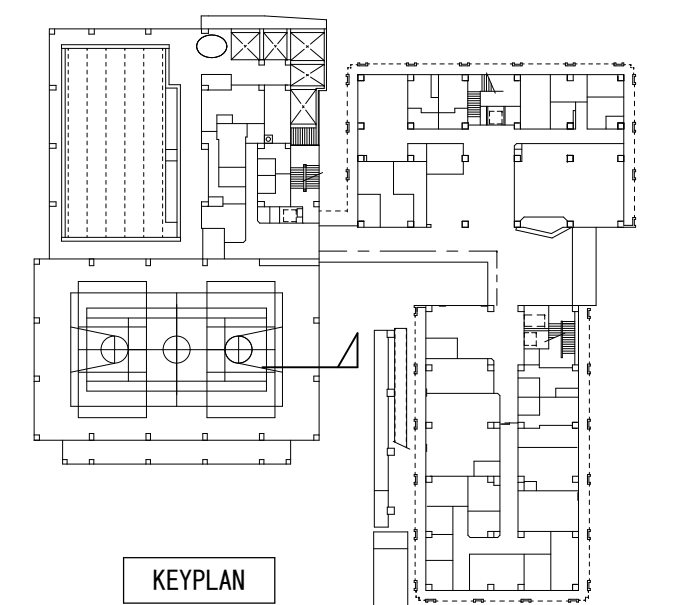


珪目地 MS-2・10×10



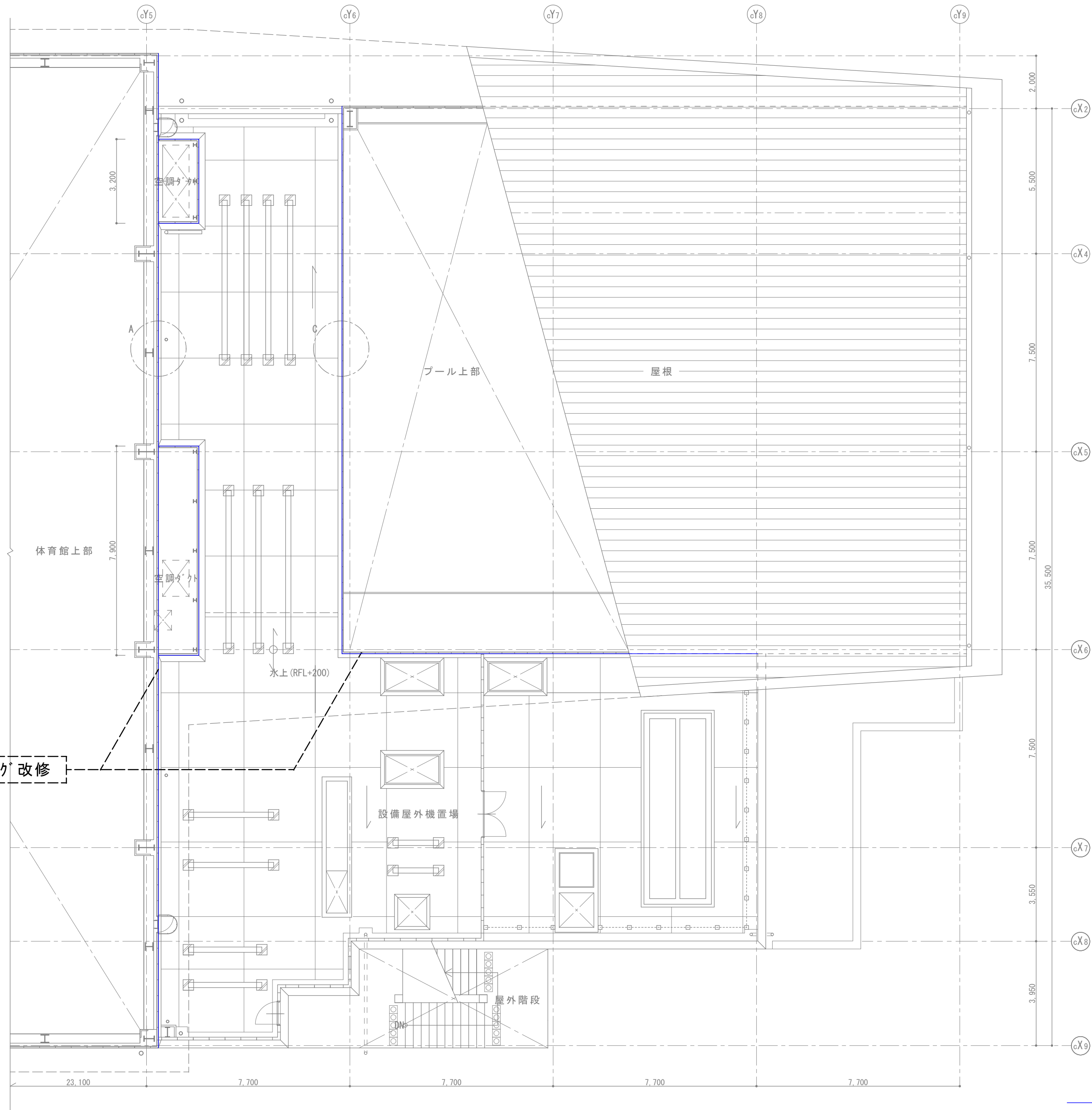
D 部詳細図部 1:20

SP棟 北断面図 1/50
(改修図)

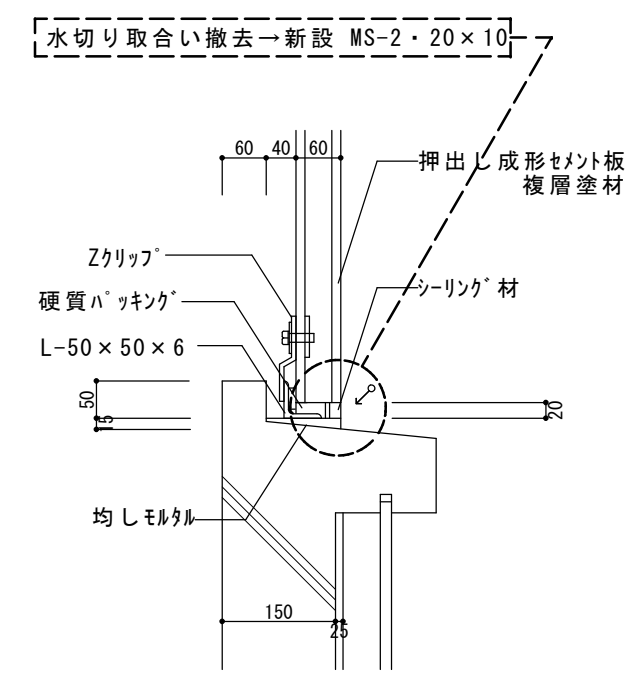


KEYPLAN

<p>徳島県土整備部営繕課</p>	<p>●工事名 R2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事</p>	<p>●図面番号 A-40</p>	<p>(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc.</p>
	<p>●図面名 SP棟 北断面図</p>	<p>●縮尺 1/50、1/20</p>	<p>中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第01082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3-1-1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312</p>



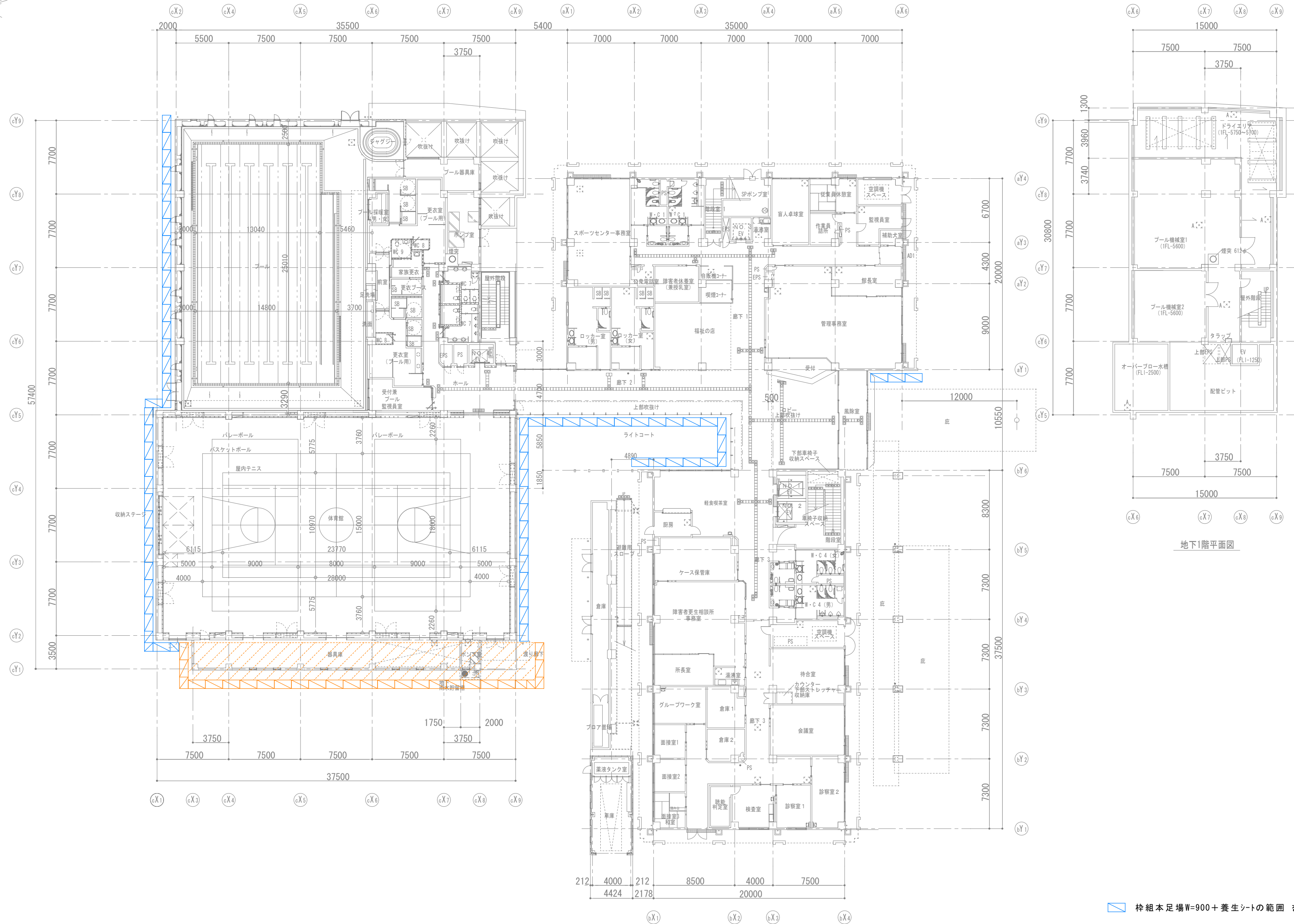
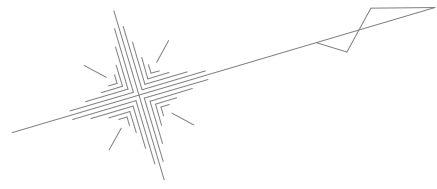
SP棟 R階 平面詳細図 1/120



水切り部 詳細図 1/10

取合シーリング (MS-2, 20x10) 撤去→新設 を示す

<p>徳島県土整備部営繕課</p>	<p>●工事名 R 2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事</p>	<p>●図面番号 A-41</p>	<p>(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc.</p>
	<p>●図面名 SP棟 R階 平面詳細図、水切り部 詳細図</p>	<p>●縮尺 1/120, 1/10</p>	<p>中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第01082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312</p>

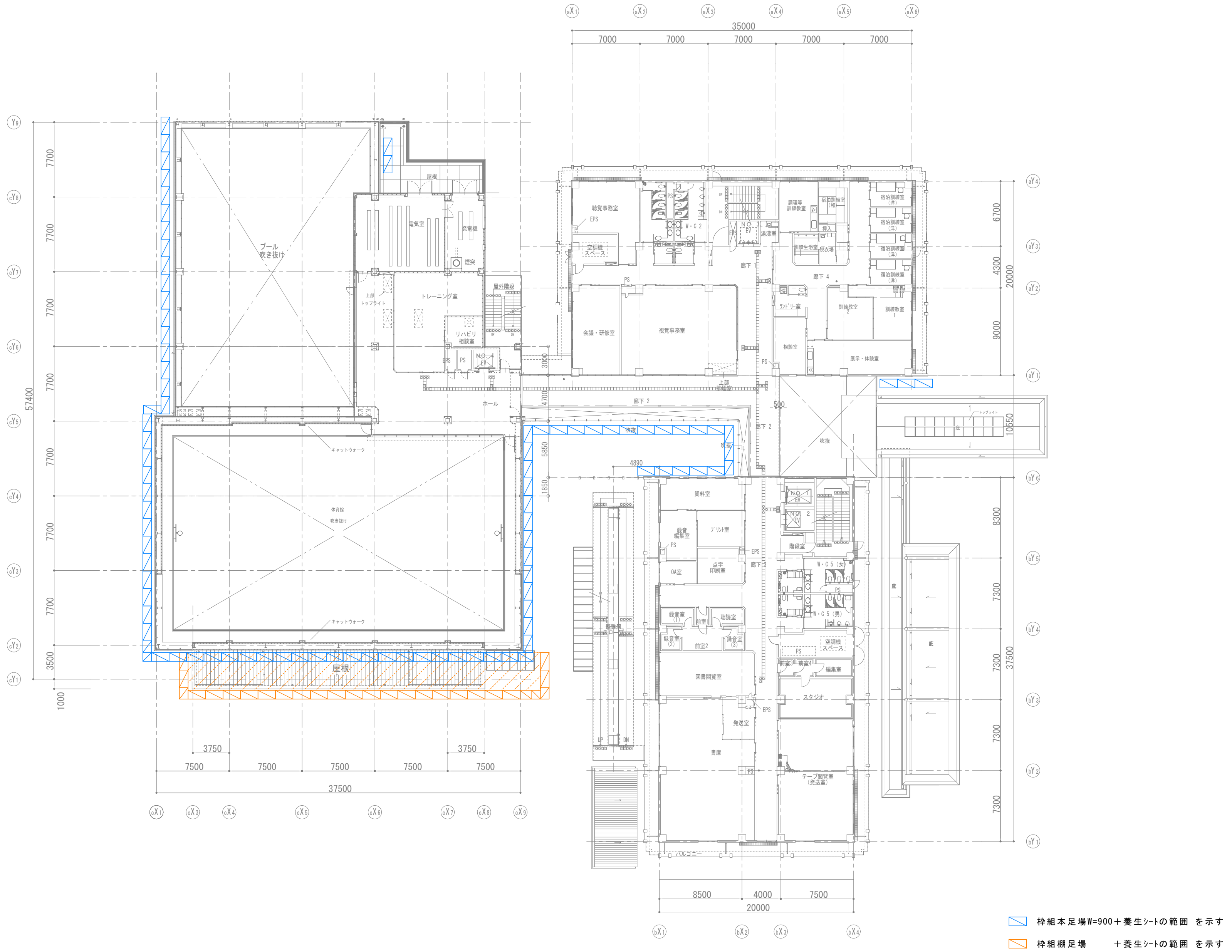
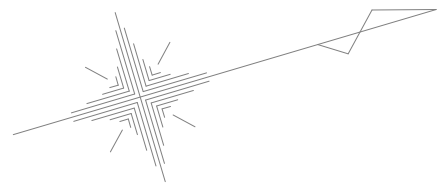


1階仮設計画図 1/300
(参考図)

▨ 枠組本足場W=900+養生シートの範囲を示す
▨ 枠組柵足場 + 養生シートの範囲を示す

徳島県土整備部管轄課	●工事名 R2 当棟 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	●図面番号 A-42
	●図面名 1階仮設計画図	●縮尺 1/300

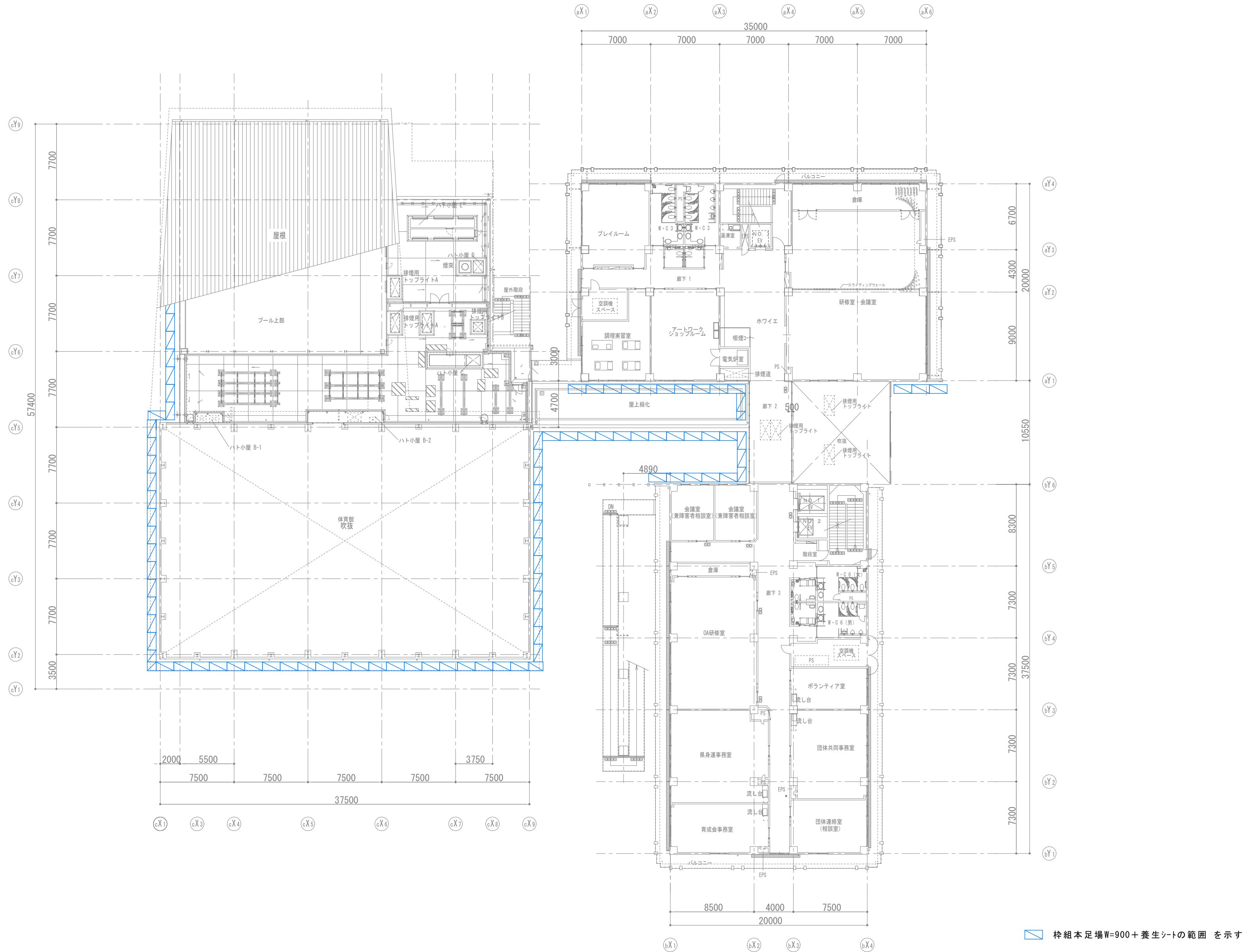
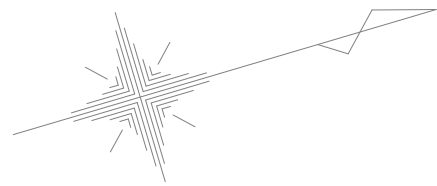
(有)中川建築デザイン室
 Nakagawa architectural design studio inc.
 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号
 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1
 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312



2階仮設計画図 1/300
(参考図)

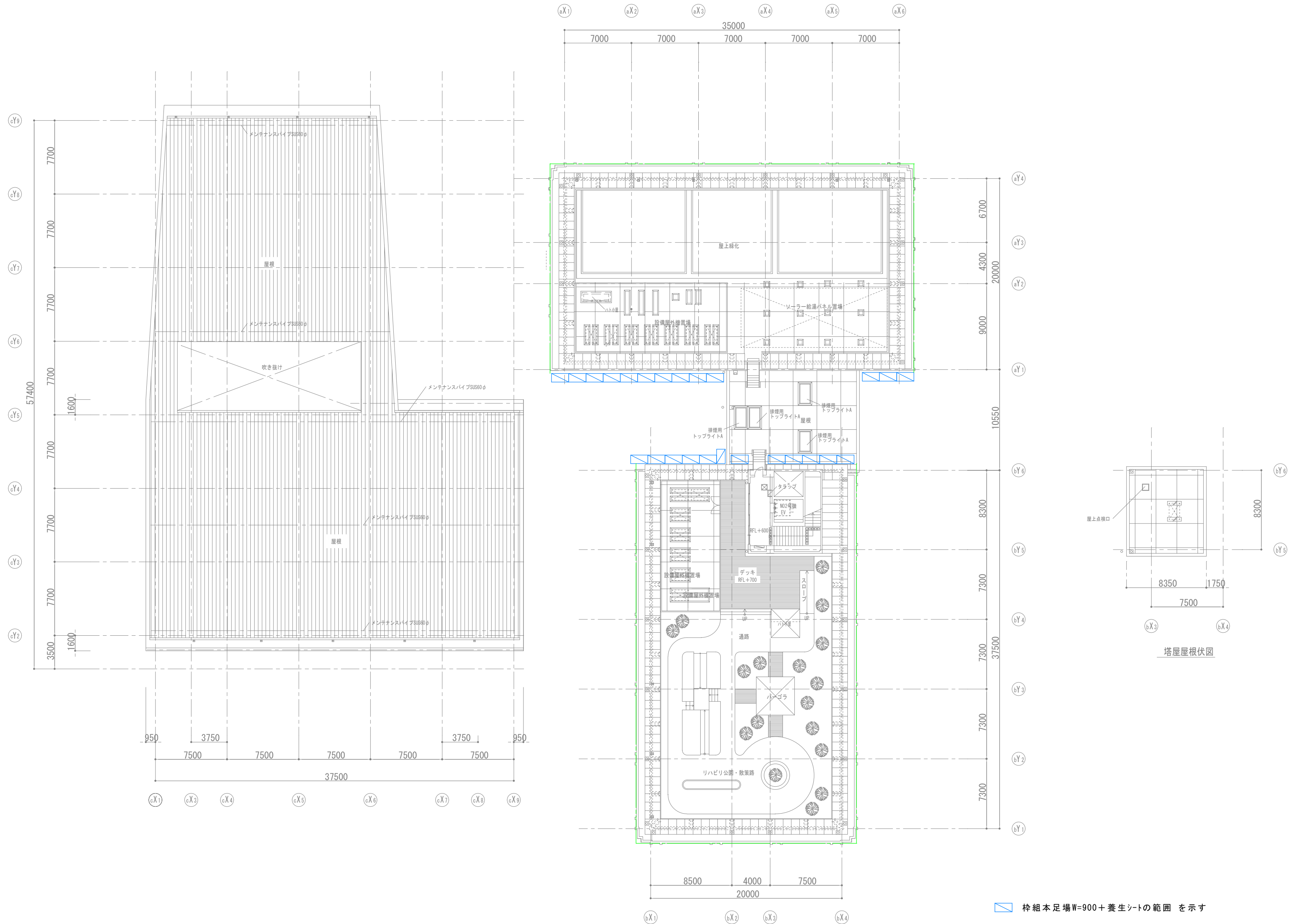
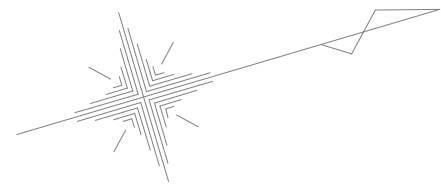
徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	●図面番号 A-43
	●図面名 2階仮設計画図	●縮尺 1/300

(有)中川建築デザイン室
 Nakagawa architectural design studio inc.
 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第01082号
 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1
 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312



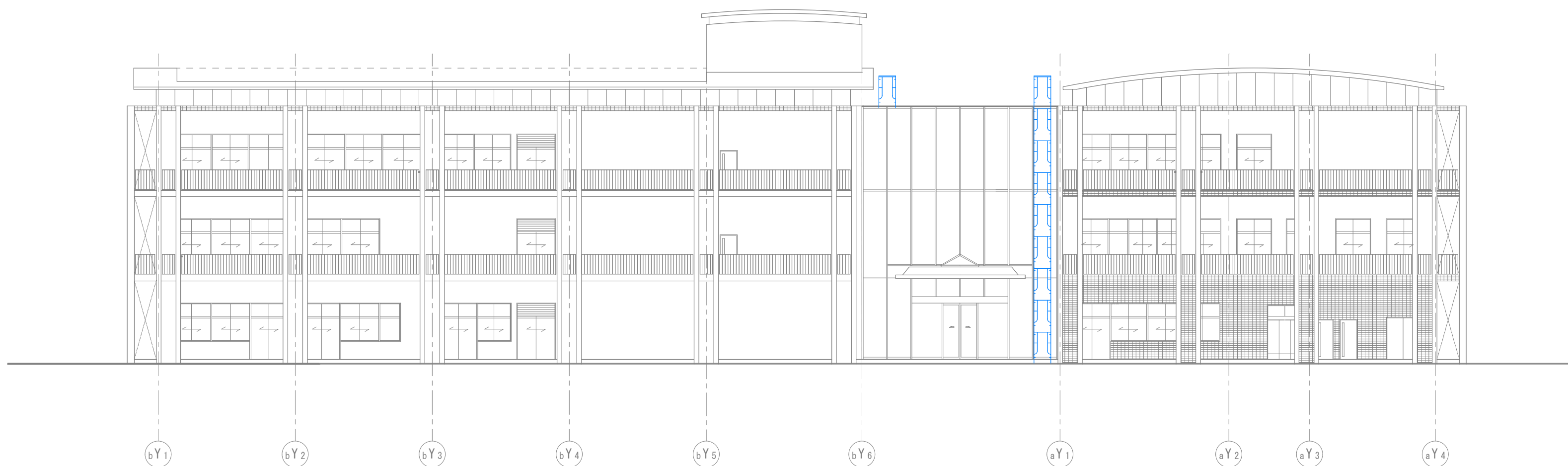
3階仮設計画図 1/300
(参考図)

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	●図面番号 A-44	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc.
	●図面名 3階仮設計画図	●縮尺 1/300	中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第01082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312

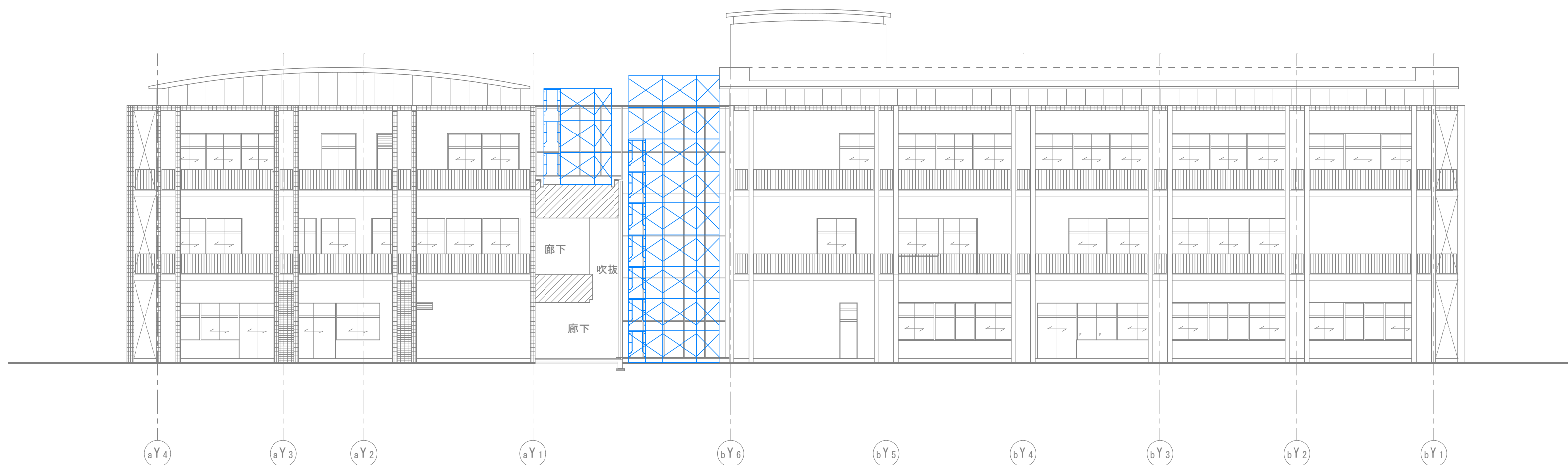


R階設計画図 1/300
(参考図)

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	●図面番号 A-45	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
	●図面名 R階設計画図	●縮尺 1/300	



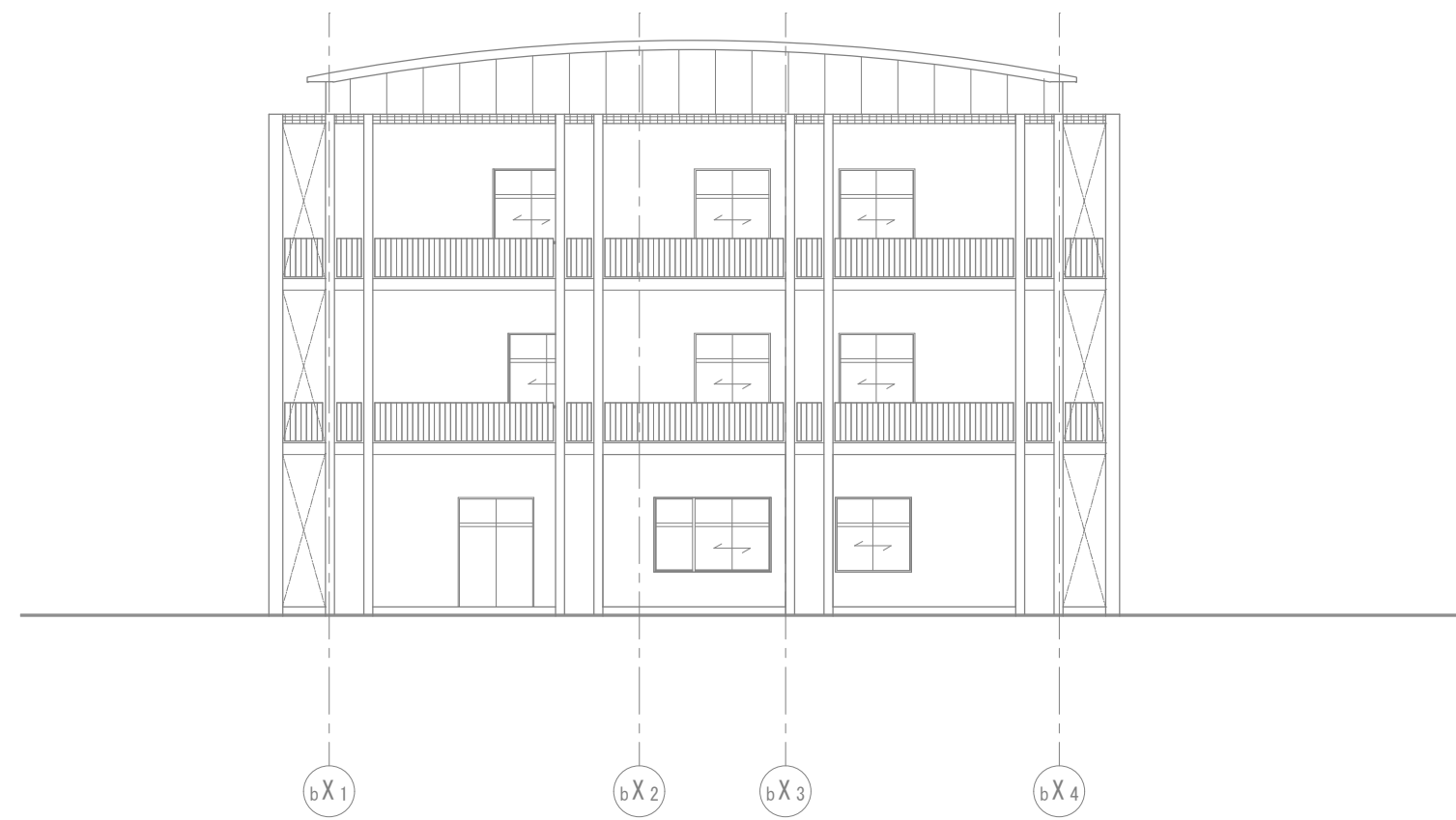
北面仮設計画立面図 1/200
(参考図)



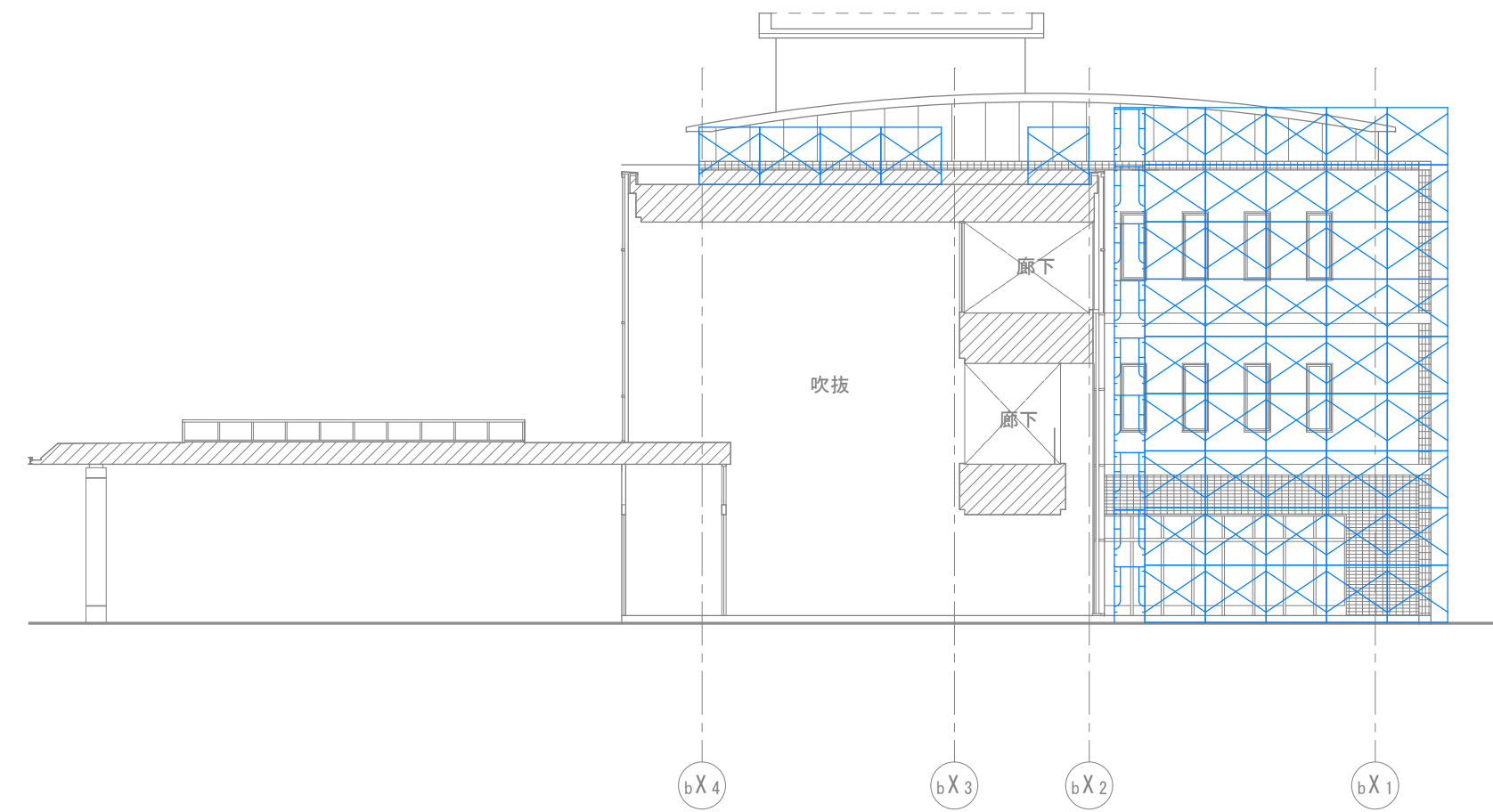
南面仮設計画立面図 1/200
(参考図)

— 枠組本足場W=900+養生シートの範囲を示す

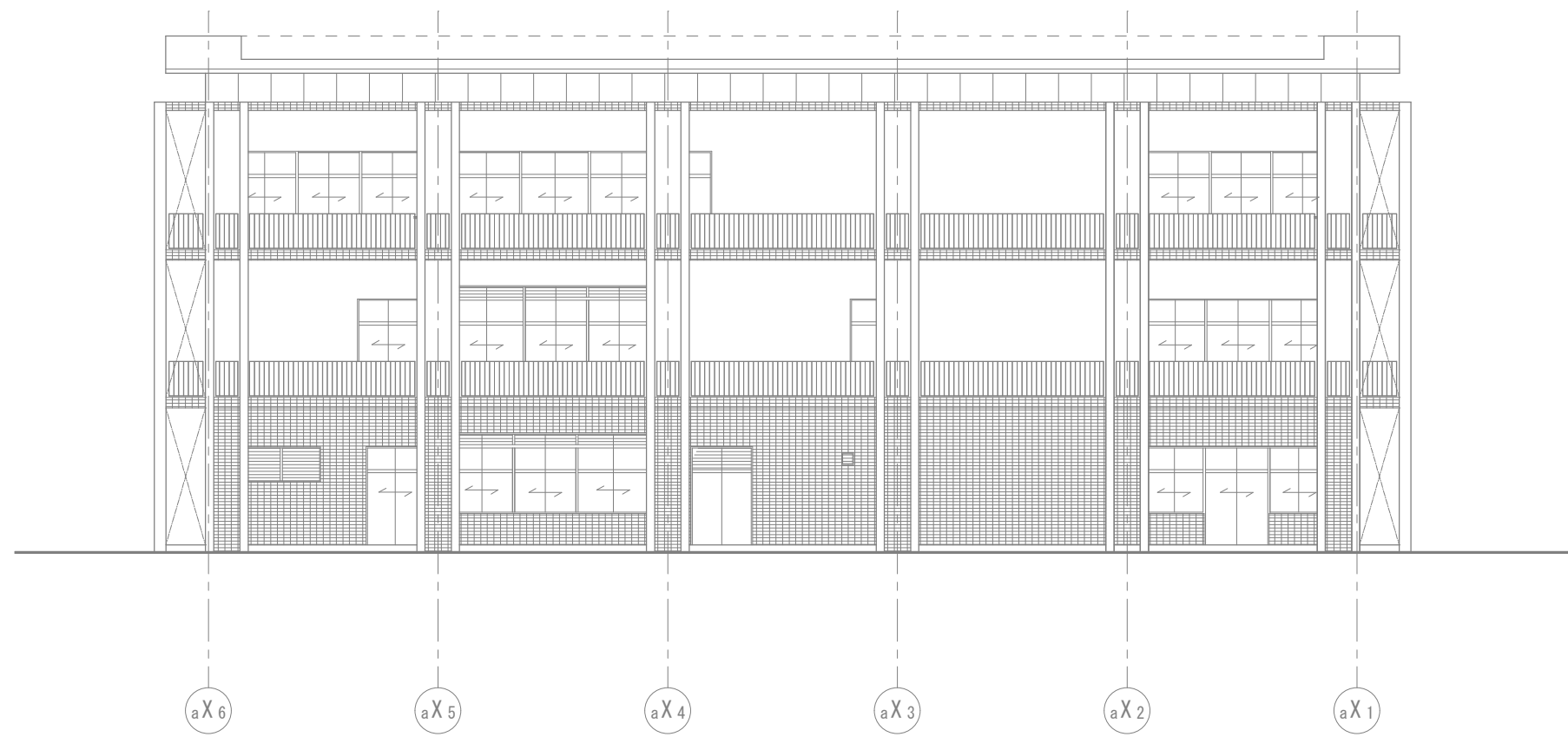
	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2 当棟 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	●図面番号 A-46	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc.
		●図面名 仮設計画立面図(東棟~西棟1)	●縮尺 1/200	中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312



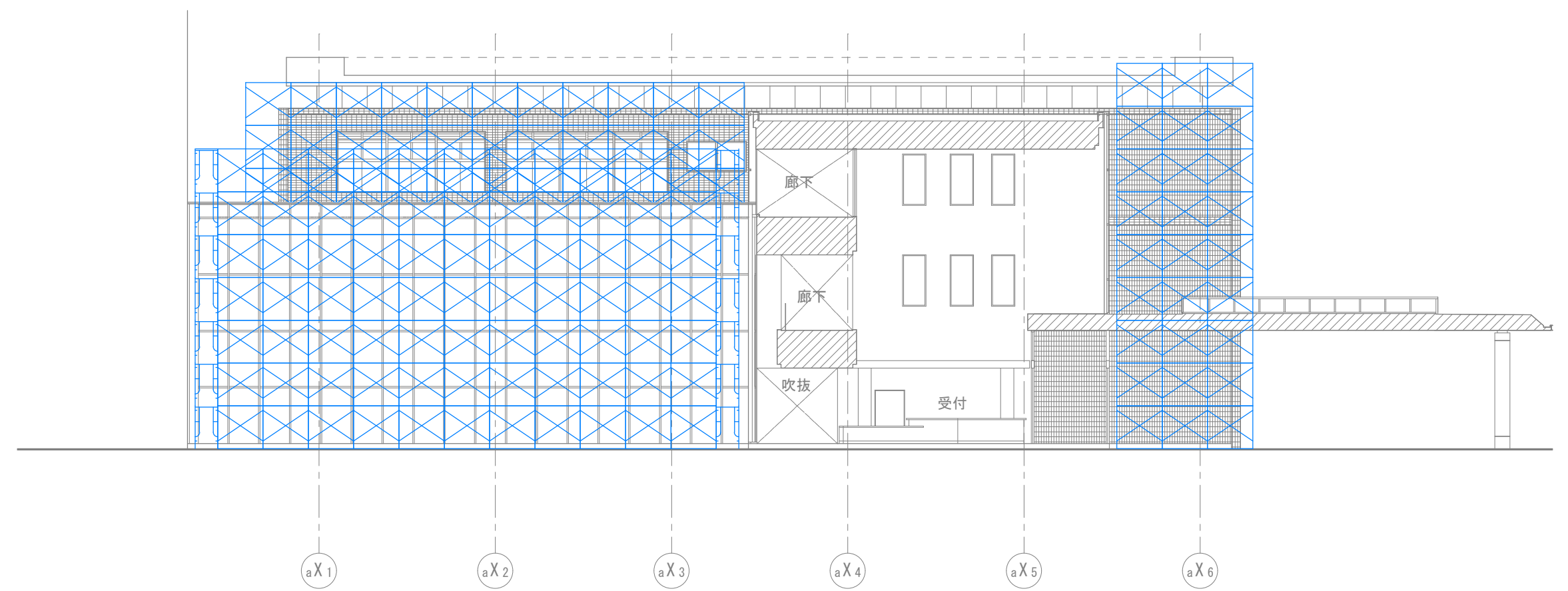
東棟東面仮設計立面図 1/200
(参考図)



東棟西面仮設計立面図 1/200
(参考図)



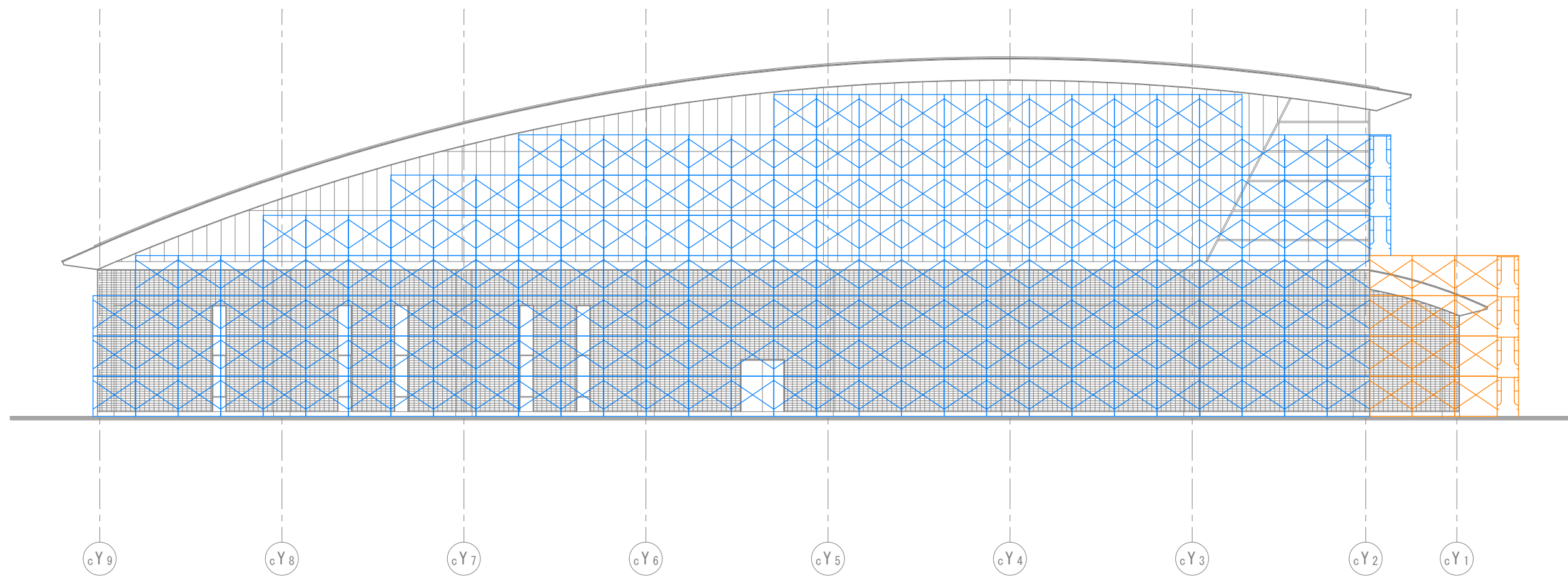
西棟西面仮設計立面図 1/200
(参考図)



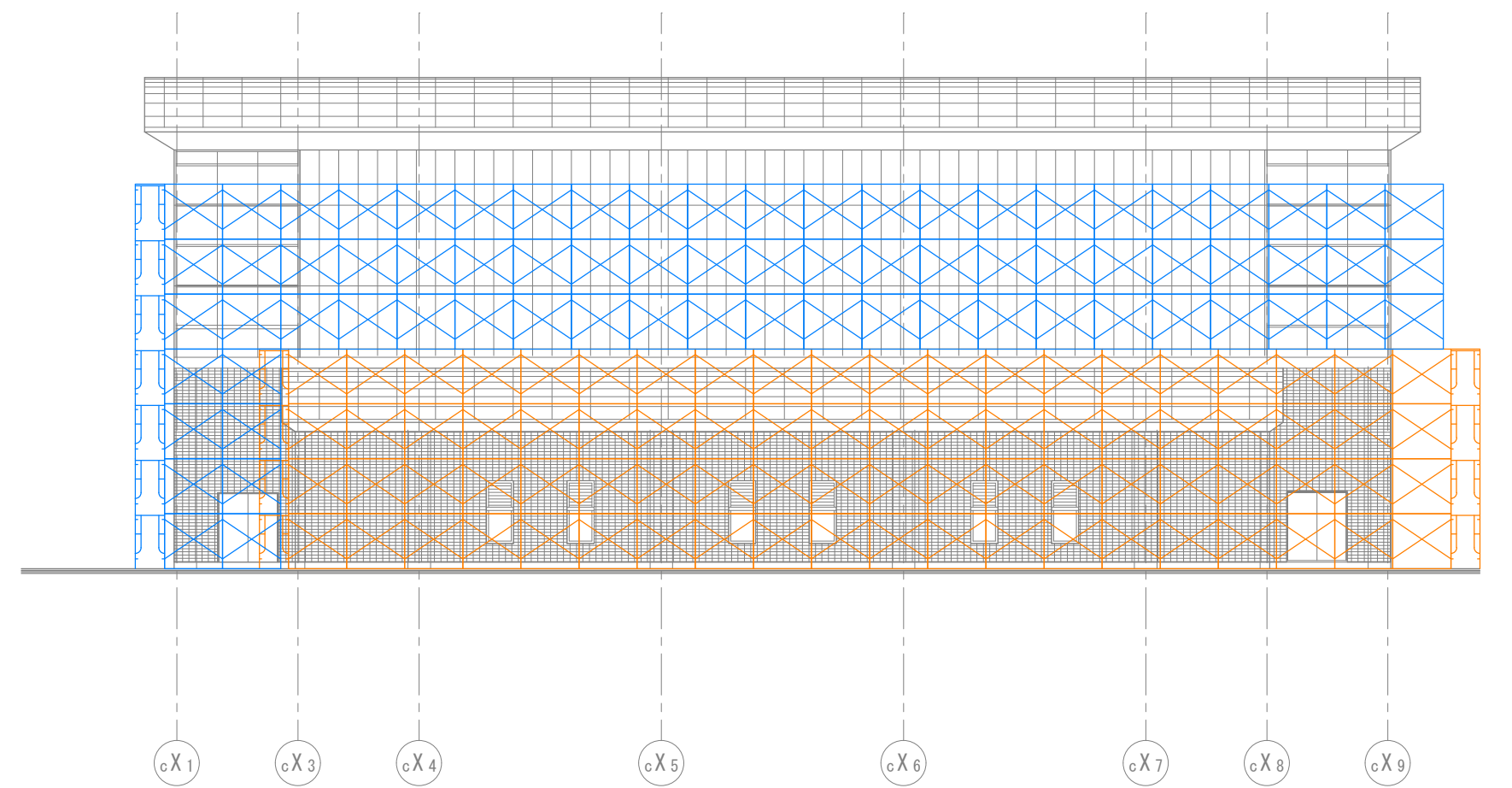
西棟東面仮設計立面図 1/200
(参考図)

— 枠組本足場W=900+養生シートの範囲を示す

	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	●図面番号 A-47	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地 3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
		●図面名 仮設計立面図(東棟~西棟2)	●縮尺 1/300	

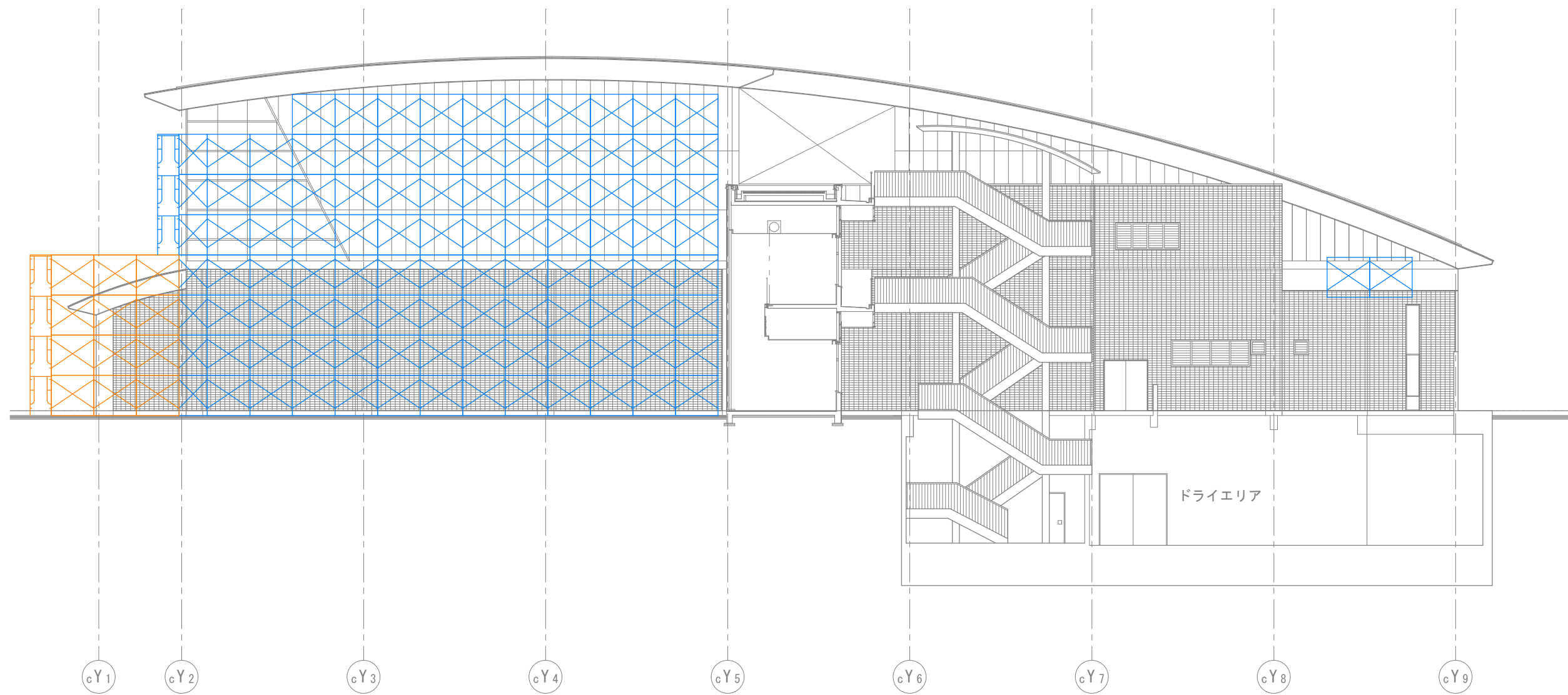


SP棟南面仮設計画図 1/200
(参考図)

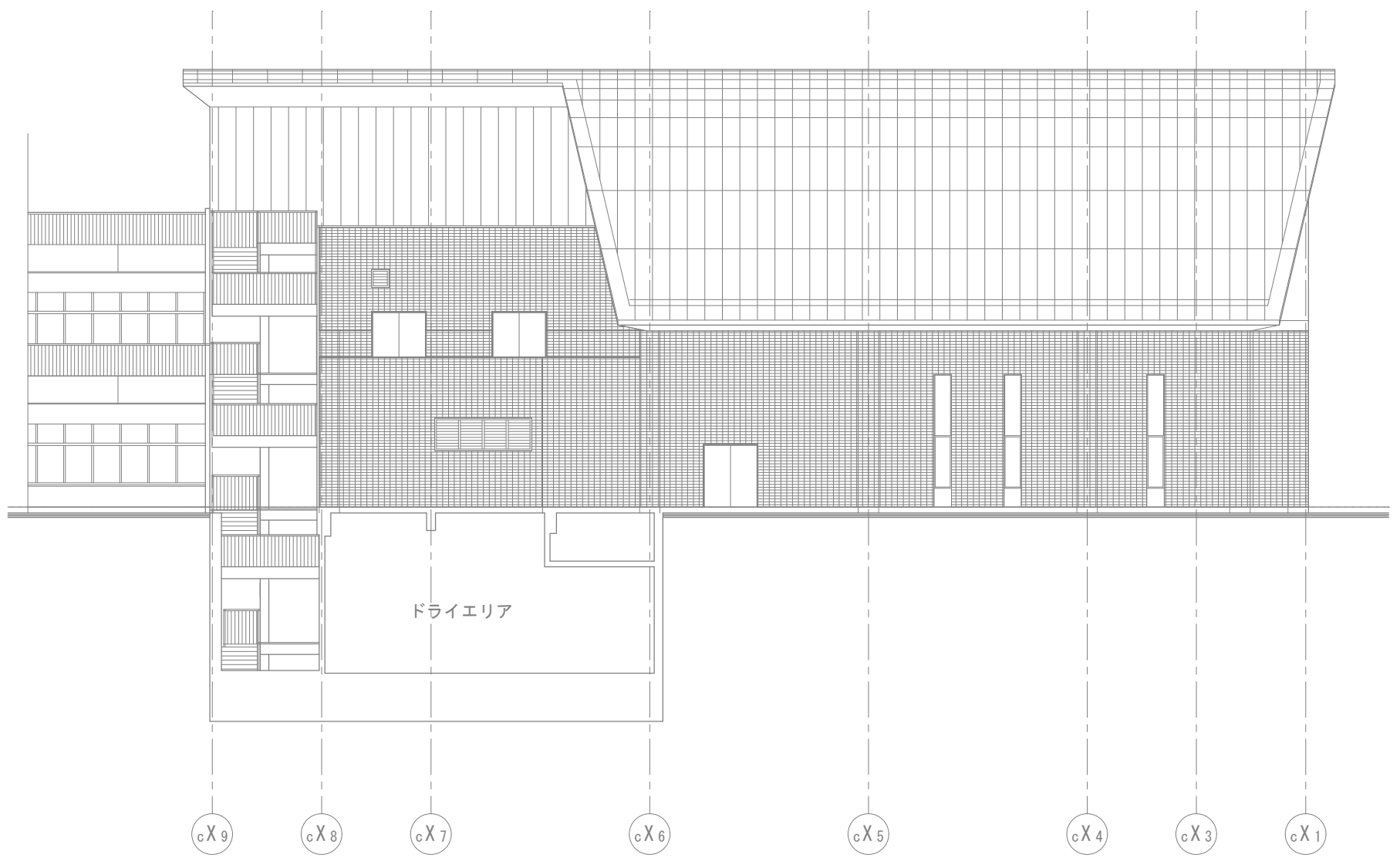


SP棟東面仮設計画図 1/200
(参考図)

— 枠組本足場W=900+養生シートの範囲を示す
— 枠組棚足場+養生シートの範囲を示す



SP棟北面仮設計画図 1/200
(参考図)



SP棟西面仮設計画図 1/200
(参考図)

	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2 当棟 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	●図面番号 A-48	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地 3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
		●図面名 仮設計画立面図 (SP棟)	●縮尺 1/200	

電気工事仕様書

I. 工事種目

種 目	工 事 概 要
受 変 電 設 備	
自 家 発 電 設 備	
電 灯 ・ コ ン セ ン ト 設 備	
動 力 設 備	
通 信 ・ 情 報 設 備	
避 雷 設 備	
撤 去 工 事	防水改修に伴う 撤去工事一式

II. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)(平成31年版)」による。なお、本工事が建築工事又は機械設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事監理指針(令和元年版)」を参考とする。

III. 特記仕様I(一般共通事項)

- 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。官公署その他への届出手続等は(標仕 <I>1.1.3)により行う。なお、(監理指針 <I>1.1.3)を参考とする。
- 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工種別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。(標仕 <I>1.2.2、<I>1.2.3)品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施す。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。(標仕 <I>1.3.4、監理指針 <I>1.3.4)使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書を含む)を監督員に提出する。(JISマーク等表示品を除く)(標仕 <I>1.4.2)上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕 <I>1.1.8)による。
- 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。
- 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。
- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕 <I>2.11.3)梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。
- 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にない補修する。
- 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕 <I>1.3.9)により行う。
 - PCBを含む機器は、調書を添えて引き渡しとする。
 - 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 耐震施工「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁営繕部監修)」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。
 - 本工事の建物分類は(特定の施設・一般の施設)であり、地域係数は(1.0・0.9)とする。
 - 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあつては有効質量)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次による。

設計用標準水平震度		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
中層階	水 槽 類	2.0	1.5	1.5	1.0
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水 槽 類	1.5	1.0	1.0	0.6
	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水 槽 類	1.0	1.0	1.0	0.6

(注) 上層階の定義は次のとおりとする。

2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階

重要機器 (・ 配電盤 ・ 自家発電装置 ・ 交換機 ・ 直流電源装置 ・ UPS ・ 火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置 ・ 構内情報通信網装置 ・)

(3) 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

(4) 質量100kg以下の軽量の機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

- 各種荷重計算
対象機材 (・ 避雷針支持管 ・ テレビアンテナマスト ・ 風力発電装置 ・ 太陽電池アレイ ・)
- 強度計算
対象機材 (・ ブロックマンホール及びハンドホール ・ 自家発電装置配管類支持材 ・ ケーブルラック支持材 ・ 垂直ケーブルの最終端支持材 ・ 照明用ポール ・)
- コンクリート工事
受変電盤基礎 (・ 強度試験 (・ 公共試験機関 ・ JIS工場) ・ 構造体強度補正値(S)による補正 ・ 調査表提出 ・ アルカリ骨材反応抑制対策確認 ・ 鉄筋材料の規格品証明書提出)
※強度試験の立会いについて、試験を第3者機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、立ち会い者を定め監督員の承認を受け、行うものとする。

IV. 特記仕様2(特記事項)

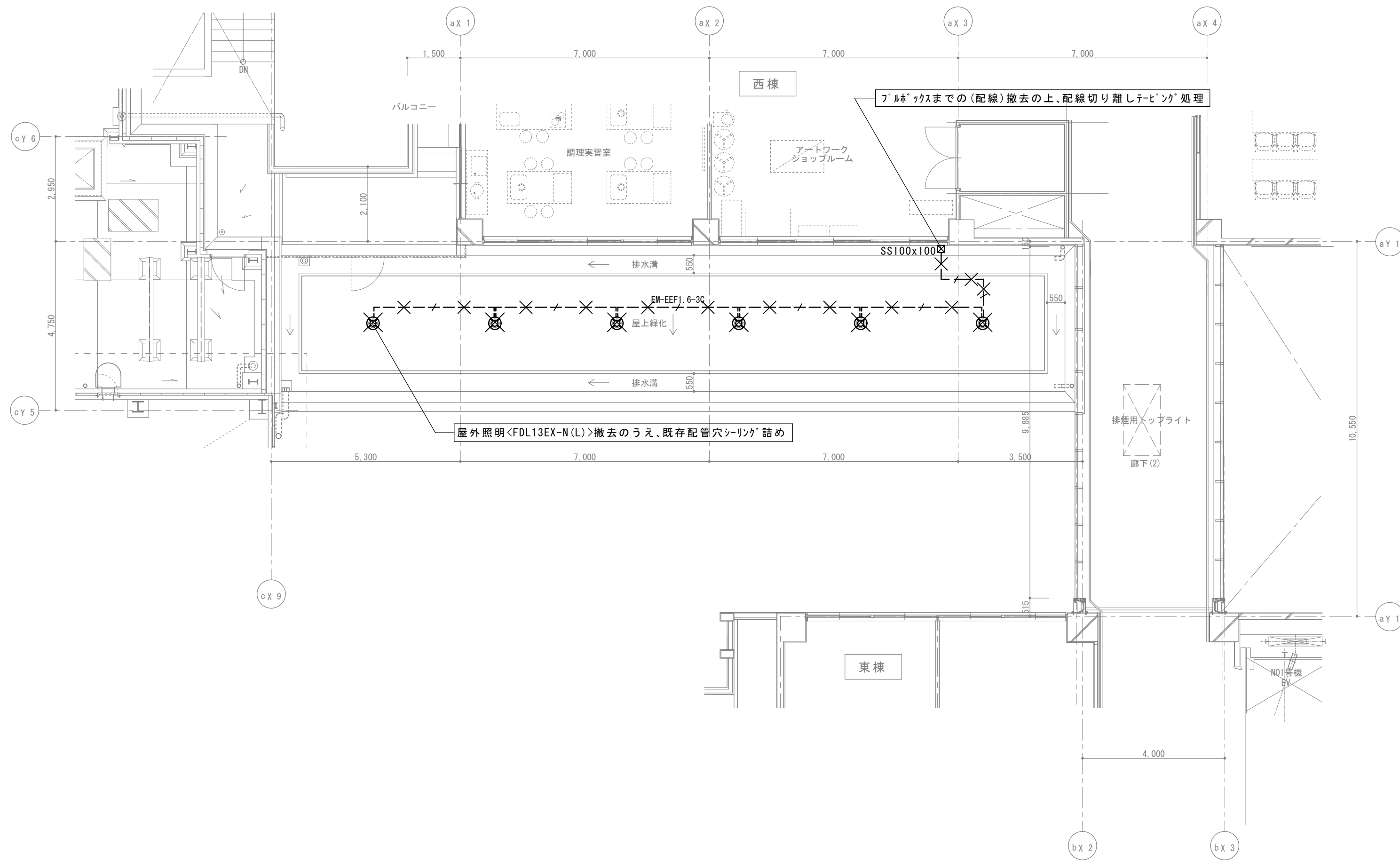
- 最上階の天井配管は、原則二重天井内のいんべい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。(最上階が二重天井の場合に限る。)
- 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。(標仕 <2>2.2.9、<2>2.12.4)
- フラッシュプレートは材質は新金属製とする。
- カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- 盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。(標仕 <2>2.2.10、<2>2.12.5)なお、屋外において直接外気に触れる場所(盤内、プルボックス内を除く。)及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- 屋外の金属製防水形プルボックスは、(ステンレス製 ・ 鋼板製)とし、(メラミン焼付塗装 ・ 溶融亜鉛めっき製 ・ 塗装を行わない)とする。
- スリーブ材料及び施工は、標仕 <I>2.9.1、標準図 電力71～74、監理指針 <I>2.9.1、<2>2.1.12 による。
- 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
- 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数(スペースを含む)に応じた配管を天井裏まで立上げる。
- E₀接地極の材料はEBとしD=10、L=1,500とする。接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。
- PF管は波付一重管、タイプ-25とする。
- 屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
 - 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う。(・ 受変電設備 ・ 自家発電装置 ・ 太陽光発電設備(蓄電池を含む) ・ 配電盤)
 - 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
 - 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
- 次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。(・ 一般居室、廊下等 ・)
亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする。屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする。
- 地中管路の埋設深さは車両道路は0.6m以上、それ以外は0.3m以上とし、高圧地中配線以外も埋設標識シートにより埋設標示を行う。
- 地中管路に耐候性のない管材を使用する場合は、地上立ち上がり部で耐候性のある管材に接続すること。
- 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。
- 分電盤等において、外部から分岐回路の接地線を接続する端子又は銅帯は、分岐回路の配線用遮断器等の負荷側近くに設ける。(標仕 <2>1.7.4)なお、単線接地線の接続にはセルフアップねじ等電線じか接続可能な端子とすることが望ましい。
- 太さ14mm²以上の電線をターミナルラグにより機器に接続する場合は、増締確認の表示を行う。(標仕 <2>2.1.2)
- ケーブルを集合して束ねる場合は、許容電流について必要な補正を行い、配線の太さに影響を与えない範囲で束ねる。(標仕 <2>2.10.4.5)
- 機材の検査に伴う試験については、標仕 <I>1.4.5Iにより行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
- 通信・情報設備の弱電流電線は絶縁抵抗測定を行う。(標仕 <6>2.28.2)
- 自家用電気工作物の保安規程に基づき、電気主任技術者による工事中の点検並びに工事完成時の検査を実施し、成績書を提出する。

V. 機材等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 - 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 - 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

品 目	機 材 名 ・ 注 記
蛍光灯器具	防爆及び防災用照明器具を除く。
盤類	分電盤(実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤、高圧スイッチギヤ(CW形、PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器 高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器
蓄電池	ベント形据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池 据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	300kVA以下のもの
太陽光発電装置	出力10kW以上のパワーコンディショナ及び系統連系保護装置(系統連系保護機能を有するパワーコンディショナを含む。) ※太陽電池アレイ及び接続箱を除く
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	
鑄鉄製ふた(マンホールふた)	

		●工事名	●図面番号	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc.
	徳島県土木整備部営繕課	R 2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	E-01	中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第01082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地 3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
		●図面名	●縮尺	
		電気工事仕様書	NON	



ライトコート屋上 照明撤去平面図 1/100

	徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	●図面番号 E-02	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc.
		●図面名 ライトコート屋上 照明撤去平面図	●縮尺 1/100	中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第01082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312

管工事仕様書

I. 工事種目

種目	工事概要
衛生器具設備	
給水設備	
排水設備	
給湯設備	
消火設備	
ガス設備	
浄化槽設備	
撤去工事	防水改修に伴う撤去工事一式。

II. 共通仕様

特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)」（ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)」)及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(平成31年版)」による。なお、本工事が建築工事又は電気設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事監理指針(令和元年版)」を参考とする。

III. 特記仕様1(一般共通事項)

- 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手続などの費用は本工事に含む。官公署その他への届出手続等は(標仕<I>1.1.3)により行う。なお、(監理指針<I>1.1.4)を参考とする。
- 工事の着手に先立ち工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。また、品質計画及び工程別の施工計画書並びに施工図等を当該工事の施工に先立ち作成し、監督員に提出する。品質計画及び施工図等については、監督員の承諾を受ける。(標仕<I>1.2.2、<I>1.2.3)品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき確認、試験又は検査を行う。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理をす。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとる。(標仕<I>1.3.4、監理指針<I>1.3.4)使用する機材が、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料(製作図、試験成績書を含む)を監督員に提出する。(JISマーク等表示品を除く)(標仕<I>1.4.2)上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、「疑義に対する協議等」(標仕<I>1.1.8)による。
- 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿を提出する。
- 本工事のうち建築工事、電気工事及び管工事について下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すること。
- 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
- 既存のコンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、原則としてダイヤモンドカッターによる。(改修標仕<2>4.1.3)梁、スラブ等の構造体貫通の場合は、施工方法について監督員の確認を受けた後に施工する。
- 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にない補修する。
- 発生材の処理等は、「発生材の処理等」(標仕<I>1.3.9)により行う。
 - PCBを含む機器は、調書を添えて引き渡すとする。
 - 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 耐震施工「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)(建設大臣官房官庁営繕部監修)」によることとし、施工は「建築設備耐震設計・施工指針(2005年版)(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)」による。
 - 本工事の建物分類は(特定の施設)・一般の施設)であり、地域係数は(1.0)・0.9)とする。
 - 設計用水平地震力は、機器の質量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効質量)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、特記なき場合の設計用水平震度は次による。

設計用標準水平震度		特定の施設		一般の施設	
設置場所	機器種別	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
中層階	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) 上層階の定義は次のとおりとする。

2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階重要機器(・防災機器・火気を使用する機器・タンク類)

(3) 設計用鉛直地震力は、設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

(4) 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。

- 各種荷重計算対象機材(・屋上、塔屋等に設置する機器・)
 - 強度計算対象機材(・配管及びダクト支持材・煙道支持材・)
 - コンクリート工事受水槽基礎(・強度試験(・公共試験機関・JIS工場)・構造体強度補正値(S)による補正・調合表提出・アルカリ骨材反応抑制対策確認・鉄筋材料の規格品証明書提出)
- ※強度試験の立会いについて、試験を第3者機関で行う場合は、現場代理人又は主任(監理)技術者が、JIS工場の場合は、立ち会い者を定め監督員の承認を受け、行うものとする。

IV. 特記仕様2(特記事項)

- 配管の吊り及び支持は、「標仕」及び「標準図」に従い行う。(標仕<2>2.6.1、<2>2.6.3)
- 床下土中埋設配管についても吊り又は支持を行い、管の保護のため山砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻す。
- 管(排水管を除く)を屋外土中埋設する場合は管の保護のため砂の類にて管の周囲を埋め戻した後、掘削土の良質土で埋め戻し、地中埋設表示(表示テープ及び埋設標)を行う。(標仕<2>2.7.1、監理指針<2>2.7.1)
- 排水管を屋外土中埋設する場合は、「標仕」の当該事項に従い根切り底には再生クラッシュランを遣り方にならない敷き込み、突き固めた後、管をなじみ良く布設する。埋め戻しは、山砂の類で管の周囲を埋め戻し十分充てんした後、掘削土の良質土で所定の埋め戻しを行う。(標仕<2>2.7.1、監理指針<2>2.7.1)
- 給湯管のコンクリート及びコンクリートブロック埋設部は被覆鋼管を、床下土中埋設部は保温付被覆鋼管をそれぞれ使用する。
- ガス管のコンクリート及びコンクリートブロック埋設部、床下土中埋設部は、合成樹脂被覆鋼管を使用する。
- スリーブ材料については、(標仕<2>2.2.27、監理指針<2>2.2.27)による。貫通部の処理については、(標仕<2>2.8.1、標準図 施工1、監理指針<2>2.8.1)による。なお、紙製仮枠を用いる場合は、変形防止の措置を講じる。
- 液化石油ガス設備は、液化石油ガス設備士により気密試験を行い試験成績書を提出する。
- 弁類で、公営水道に直結する配管に使用するものはJIS-10Kとし、高置水槽以降の配管に使用するものはJIS-5Kとする。ただし、特記部分はJIS-10Kとする。
- 保温工事種別について、給水管、排水管及び給湯管は、原則グラスウール保温材とする。給水管の床下、暗渠内及び屋外露出部分は、ポリスチレンフォーム保温材とする。ただし、耐火二層管は保温を行わない。
- 消火管の屋外露出部分については、ポリスチレンフォーム保温材により保温を行う。
- 給水用配管で、ポンプ廻りの防振継手、フレキンブルジョイント及び弁は保温を行わない。
- ポンプ及び屋外設置機器のアンカーボルト、ナットはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とし、屋外あと施工アンカーボルトの選定については、次による。
 - 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、次の機器については、施工後確認試験を行う。(・受水槽・高架水槽・給水ポンプ装置)
 - 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。
 - 屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製(HDZ35以上)とする。
- 次に指定する部分の露出する配管、ダクト、支持金物、架台等のうち亜鉛めっき面及び合成樹脂面の塗装は行わない。(・ダクトスペース、パイプシャフト内)
- 屋内、屋外及びビッド内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛めっき製のものは、原則塗装を行わない。硬質塩化ビニル管にカラーパイプを使用する場合は、監督員との協議により塗装を省略することが出来る。次の部分の露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。(・一般居室、廊下等)
- 亜鉛めっき金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行った後調合ペイント2回塗りとする。屋外布設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m²のものを使用し、塗装不要とする。
- 水圧試験、満水試験、気密試験等は、配管途中若しくは隠べい、埋め戻し前又は配管完了後の塗装又は保温施工前に行う。(標仕<2>2.9.1)
- 衛生器具をコンクリート又はれんが壁に取り付ける場合は、エキスパンションボルト又は樹脂製プラグを使用し、木れんがの場合は、防腐剤を塗布したものを壁体に埋込む。(標仕<5>2.1.1)
- 衛生器具をコンクリートブロック壁面に取り付ける場合は、補強のため取付部分のブロック内の空洞部分をモルタル等で埋める。また、間仕切り壁等の場合は、壁内に補強材を取り付ける。(監理指針<5>2.1.1)
- 洗面器類の排水トラップと鋼管又は塩ビ管との接続は、専用アダプターによる。
- 機器には名称及び記号を、配管及びダクトには、識別表示・用途・流れ方向を記入する。(標仕<I>1.7.4)なお、屋外及び水気のある場所(弁柵内等を含む)での機器の名称・配管識別表示等については、塗装書き又は耐候性を有するカッティングシートとし、バルブの状態表示を示す表示札等については、合成樹脂製又はアクリル製で文字等がシルク印刷又はエッチング加工されたものとする。
- 機材の検査に伴う試験については、標仕<I>1.4.6により行う。製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。
- ユニット形浄化槽の製作に際しては「製品検査要領」を提出した後、製品検査を実施する。現地据付に際しては「据付検査要領」を提出する。
- ユニット形浄化槽は国土交通大臣の型式認定品とし、製造者標準仕様品とする。「本体構造等」(標仕<8>3.1.1)で準用する現場施工型浄化槽の機材の仕様については参考とする。
- 浄化槽の蓋(枠を含む)は、溶融亜鉛めっき仕上げの鋼板製若しくは溶融亜鉛めっき仕上げの鑄鉄製とし、固定が確実で、十分な防臭性能及び耐候性を有すること。
- 試運転調整にあたっては、(監理指針 参考資料 資料2 試運転調整法 2.1、2.2)を参考とする。低圧屋内配線、弱電流電線については絶縁抵抗測定を行う。

V. 使用材料(管材)

用途	名称	番号	備考
給水	水道用耐衝撃性硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6742	HIVP
〃	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VA (管端防食継手)
〃 (地中埋設部)	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	SGP-VD (管端防食継手)
〃	水道用ポリエチレン二層管	JIS K 6762	①W又は②W
〃	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	EF継手
排水・通気	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
〃	排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042	DVLP
〃	耐火二層管(内管VP)		
排水(衛生器具接続部)	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	VP
〃 (屋外)			
〃	下水道用リサイクル三層硬質塩化ビニル管	AS 62	RS-VU
給湯	鋼管(Mタイプ)	JIS H 3300	
〃	水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 140	SGP-HVA (管端防食継手)
〃 (地中埋設部)	保温付被覆鋼管	原管	
〃 (コンクリート埋設部)	被覆鋼管	JIS H 3300	
消火	配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
〃 (地中埋設部)	消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管	WSP 041	SGP-VS
ガス	配管用炭素鋼管(白)	JIS G 3452	SGP
〃 (地中埋設部)	硬質塩化ビニル外面被覆鋼管(黒)		
	ガス用ポリエチレン管	JIS K 6774	
油	配管用炭素鋼管(黒)	JIS G 3452	SGP

VI. 機材等

- 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの、又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
- 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の(1)から(3)の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
 - 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。
 - 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。
 - 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。

品目	機材名・注記
ボイラー	鋼製簡易ボイラー、鑄鉄製ボイラー、鋼製小型ボイラー、鋼製ボイラー
温水発生機	真空式温水発生機(鋼製・鑄鉄製)、無圧式温水発生機(鋼製・鑄鉄製)
ポンプ類	横形遠心ポンプ、立形遠心ポンプ、水中モーターポンプ(汚水用、雑排水用、汚物用)
タンク	FRP製パネルタンク、ステンレス鋼板製パネルタンク(溶接組立形、ボルト組立形)密閉形隔膜式膨脹タンク(給湯用)
消火装置	スプリンクラー消火システム、不活性ガス消火システム、泡消火システム
鑄鉄製ふた	マンホールふた、弁柵ふた

VII. 土工事の残土処分

- 場外搬出適応処分とする。民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4,000立方メートルまでごとに1回採取して、土壌検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点」による。ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。
- 土壌検査を行った結果、条例の基準に適合しない場合には、監督員と協議すること。
- 場外搬出の場合の処理は次のとおりとする。

・最終処分場の指定(記入例)

排出土：普通土

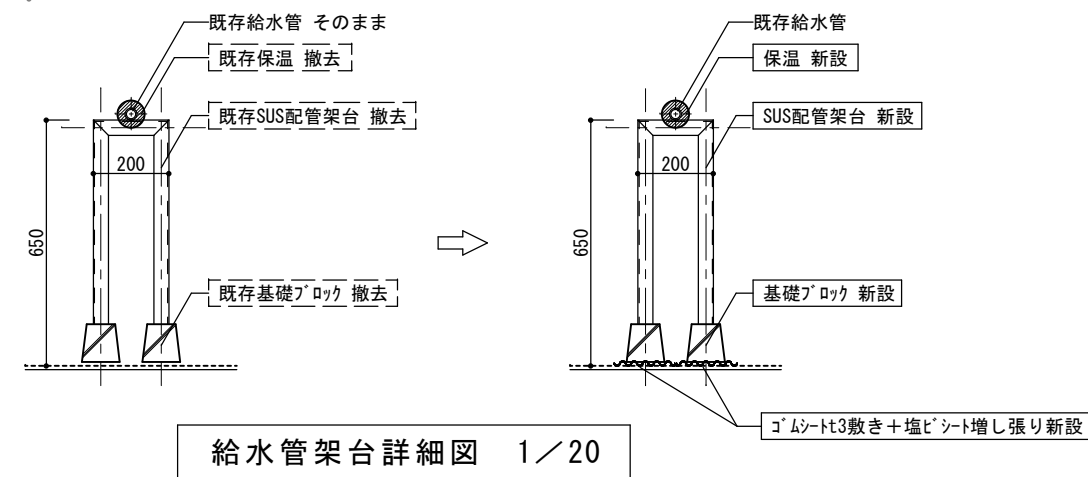
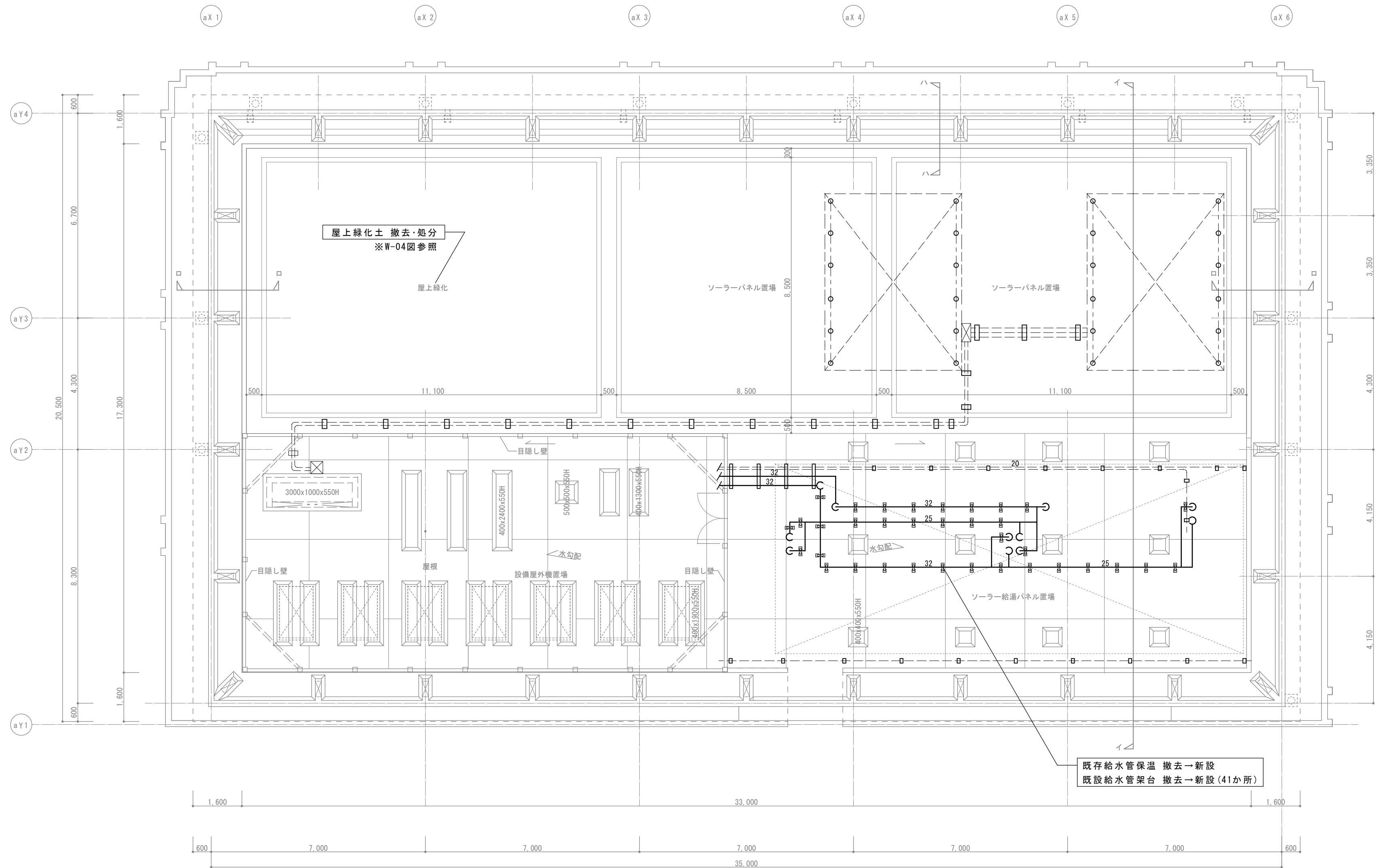
会社名：(有)菊水物産

所在地：鳴門市大麻町大谷さぶ風谷14番ほか3筆

処分単価：1m³当たり2,700円(税抜き)

運搬距離：13.8kmを見込んでいる。

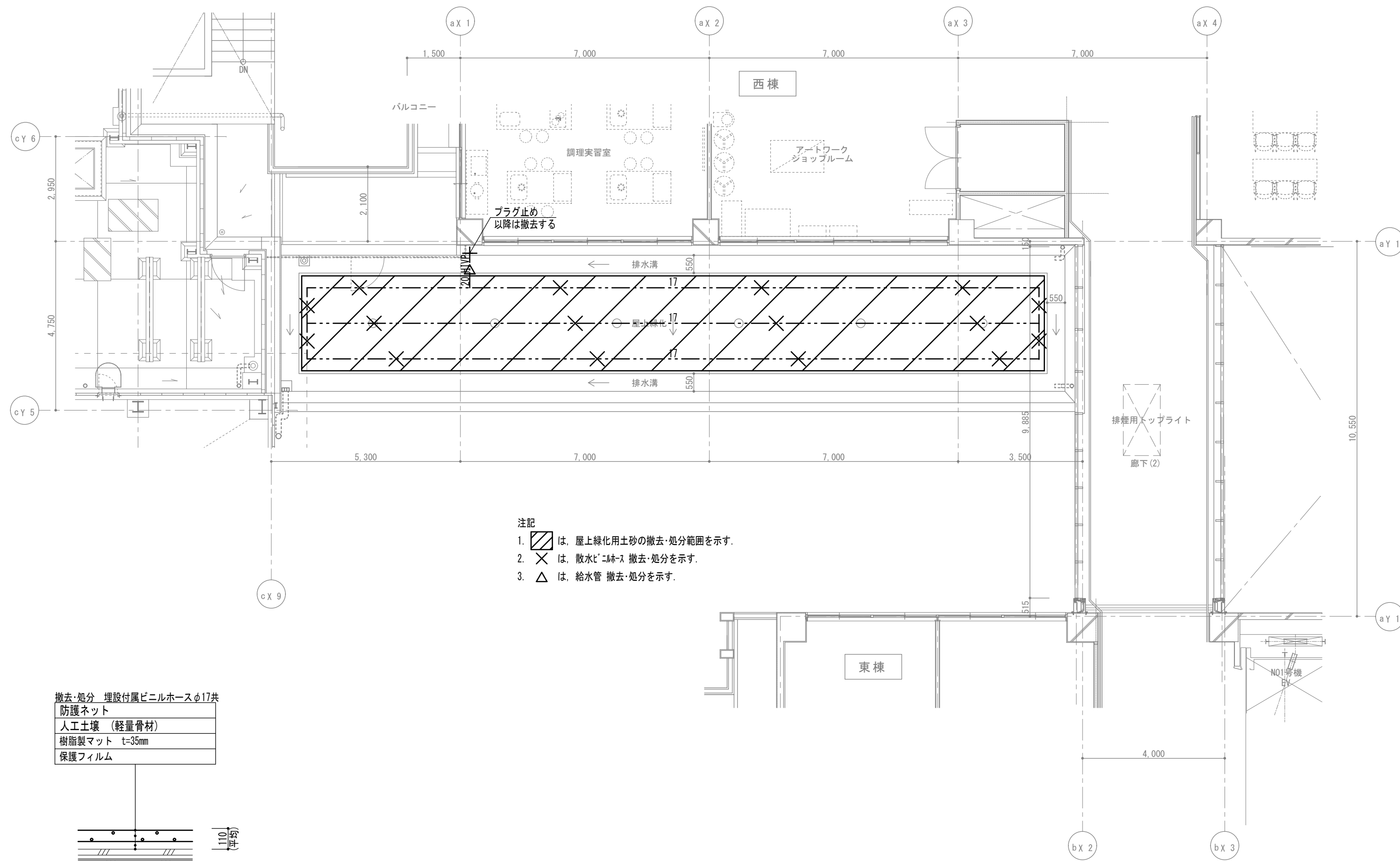
		●工事名	●図面番号	(有)中川建築デザイン室
	徳島県土整備部営繕課	R 2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	W-01	Nakagawa architectural design studio inc.
		●図面名	●縮尺	中川棟博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地 3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
		管工事仕様書	NON	



西棟屋上 保温改修図 1/100
(既存架台改修)

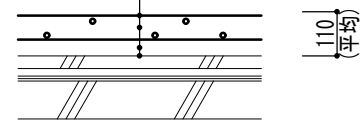
給水管架台詳細図 1/20

徳島県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事 ●図面名 西棟屋上 保温改修図	●図面番号 W-02 ●縮尺 1/100	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第81082号 〒779-3115 徳島市園町町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
------------	---	-------------------------------	--



- 注記
1. は、屋上緑化用土砂の撤去・処分範囲を示す。
 2. は、散水ビームス 撤去・処分を示す。
 3. は、給水管 撤去・処分を示す。

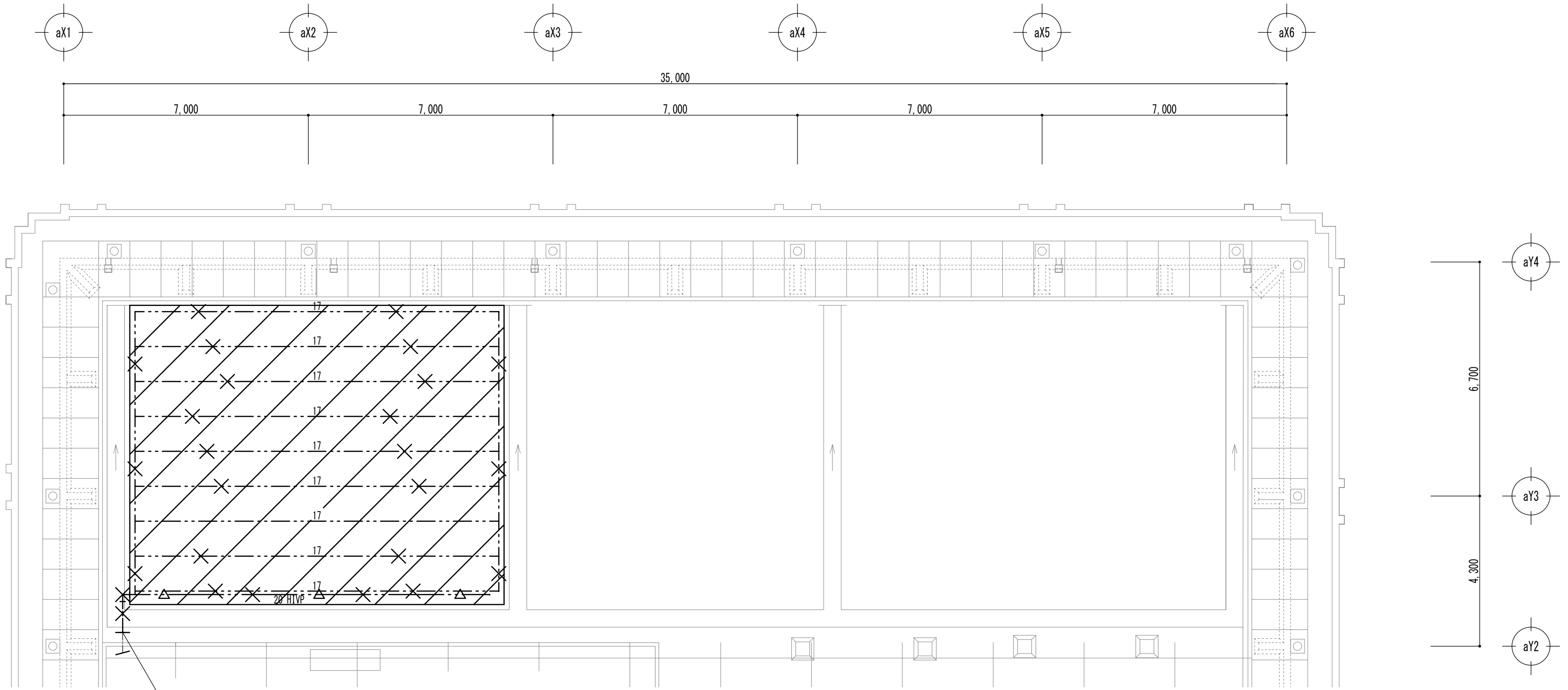
撤去・処分 埋設付属ビニルホースφ17共
 防護ネット
 人工土壌 (軽量骨材)
 樹脂製マット t=35mm
 保護フィルム



土砂撤去詳細断面図 1/30

ライトコート屋上 土砂撤去平面図 1/100

	徳島県土木整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事	●図面番号 W-03	(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第01082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3-1-1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312
		●図面名 ライトコート屋上 土砂撤去平面図	●縮尺 1/100	



撤去・処分 埋設付属ビニルホースφ17共
 防護ネット
 人工土壌 (軽量骨材)
 樹脂製マット t=35mm
 保護フィルム

110 (単位)

土砂撤去詳細断面図 1/30

西棟屋上 土砂撤去平面図 1/100

- 注記
1. は、屋上緑化用土砂の撤去・処分範囲を示す。
 2. は、散水ビニルホース 撤去・処分を示す。
 3. は、給水管 撤去・処分を示す。

<p>徳島県土整備部営繕課</p>	<p>●工事名 R2 営繕 障がい者交流プラザ 徳・南矢三 防水改修他工事</p>	<p>●図面番号 W-04</p>	<p>(有)中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc.</p>
	<p>●図面名 西棟屋上 土砂撤去平面図</p>	<p>●縮尺 1/100, 1/30</p>	<p>中川俊博 1級建築士大臣登録 第211609号 徳島県知事登録 第01082号 〒779-3115 徳島市国府町敷地3 1 1 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312</p>